

旧額田郡公会堂及物産陳列所 保存活用計画

平成 30 年 3 月

岡 崎 市



旧額田郡公会堂 外観



旧額田郡公会堂 内部（講堂）



旧額田郡物産陳列所 外観



門柱 全景

例 言

1. 本計画書は、愛知県岡崎市朝日町3丁目36番地1に所在する「重要文化財 旧額田郡公会堂及物産陳列所」（岡崎市所有）の保存活用計画である。
2. 本計画は、平成28年度～29年度に実施した文化庁補助の「文化財建造物等を活用した地域活性化事業」により策定した。
3. 本計画は、「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」（平成11年3月、文化庁文化財保護部）に基づき策定した。
4. 本計画の策定にあたり、岡崎市は公益財団法人文化財建造物保存技術協会（以下、「文建協」という。）に計画案作成業務の一部を委託した。
5. 岡崎市は、「旧額田郡公会堂及物産陳列所保存活用計画策定検討委員会」を設置し、専門的な指導・助言を得るとともに、文化庁・愛知県の指導の下に本計画を策定した。
6. 本計画において使用した公会堂の部屋名称は、重要文化財指定時の平面図に依った。看守人室は、岡崎市郷土館時代に作成された平面図を参照した。

目次

第1章 計画の概要	1
1-1 計画の作成	1
(1) 作成年月日	1
(2) 作成者	1
(3) 委員会の設置	1
1-2 文化財の名称等	2
(1) 重要文化財（建造物）の名称等	2
(2) 重要文化財（建造物）の構造及び形式	2
(3) 所有者の氏名及び住所	2
1-3 文化財の概要	3
(1) 文化財の構成	3
(2) 文化財の概要	5
(3) 旧額田郡公会堂及物産陳列所の建築的特徴	13
(4) 敷地の特徴	20
(5) 旧額田郡公会堂及物産陳列所の文化財的価値	23
1-4 文化財保護の経緯	26
(1) 保存事業履歴	26
(2) 活用履歴	26
1-5 保護の現状と課題	28
(1) 保存の現状と課題	28
(2) 活用の現状と課題	28
1-6 計画の概要	29
(1) 計画区域	29
(2) 計画の目的	30
(3) 基本方針	30
(4) 計画の概要	30
第2章 保存管理計画	33
2-1 保存管理の現状	33
(1) 保存状況（破損状況）	33
(2) 管理状況	35

2-2	保護の方針	36
(1)	部分の設定と保護の方針	36
(2)	部位の設定と保護の方針	39
2-3	管理計画	41
(1)	管理体制	41
(2)	管理方法	42
2-4	修理計画	44
(1)	当面必要な維持修理等の措置	44
(2)	今後の保存修理計画	44
第3章 環境保全計画		45
3-1	環境保全の現状と課題	45
3-2	環境保全の基本方針	45
3-3	区域の区分と保全方針	46
3-4	建造物の区分と保全方針	49
3-5	周辺樹木の管理	49
第4章 防災計画		51
4-1	防火・防犯対策	51
(1)	火災時の安全性に係る課題	51
(2)	防火管理計画	51
(3)	防犯計画	53
(4)	防災設備計画（防火・防犯設備）	54
4-2	耐震対策	55
(1)	耐震診断及び耐震補強	55
(2)	地震時の対処方針	56
4-3	その他の災害対策	57
(1)	風水害対策	57
(2)	その他の災害対策	57
第5章 活用計画		59
5-1	公開活用の基本方針	59
5-2	公開基本計画	60

(1) 建物の公開	60
(2) 関連史料等の公開	60
5-3 建築活用計画	61
(1) 活用における主な機能	61
(2) 動線計画	62
(3) 活用に係る設備等の整備計画	63
5-4 外構及び周辺整備計画	65
(1) ゾーニング	65
(2) 活用に係る施設等の整備計画	65
5-5 実施に向けての課題	68
5-6 活用に向けた計画条件の整理	69
第6章 保護に係る諸手続	73
6-1 文化庁長官の許可を必要とする場合	73
(1) 文化財建造物の現状を変更しようとするとき	73
(2) 文化財建造物の保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき	73
(3) 所有者及び管理団体以外の者が公開を行おうとするとき	74
6-2 文化庁長官への届出を必要とする場合	74
(1) き損届	74
(2) 修理届	74
(3) その他	74
6-3 本保存活用計画の変更	74
資料編	75
資料編 1 建造物の保護に係る部位の設定	75
資料編 2 関連資料	95

第1章 計画の概要

1-1 計画の作成

(1) 作成年月日 平成30年(2018)3月

(2) 作成者 愛知県岡崎市

(3) 委員会の設置

計画の作成に当たっては、学識経験者等による「旧額田郡公会堂及物産陳列所保存活用計画策定検討委員会」を設置し検討を行った。

表 1-1 検討委員会

氏名	所属等	備考
西澤 泰彦	名古屋大学教授	学識経験者(委員長)
加藤 安信	岡崎市文化財保護審議会会長	学識経験者(副委員長)
溝口 正人	名古屋市立大学教授	学識経験者
古川 忠稔	名古屋大学准教授	学識経験者
伊藤 久美子	岡崎市美術博物館学芸員	学識経験者
河合 洋人	根石学区代表	各種団体代表者
天野 裕	特定非営利活動法人 岡崎まち育てセンター・りた事務局長	各種団体代表者
石川 啓二	岡崎市教育委員会事務局 教育部長	岡崎市(平成28年度)
小田 成孝	岡崎市教育委員会事務局 教育部長	岡崎市(平成29年度)
木河 聡	岡崎市建築部長	岡崎市

1-2 文化財の名称等

(1) 重要文化財（建造物）の名称等

ア 官報告示の名称及び員数

旧額田郡公会堂及物産陳列所 2棟

イ 指定年月日

平成11年（1999）12月1日

ウ 重要文化財（建造物）の所在地

愛知県岡崎市朝日町三丁目三十六番地一

(2) 重要文化財（建造物）の構造及び形式

ア 旧額田郡公会堂

木造、建築面積 532.6 m²、棧瓦葺

附・棟札1枚 大正二年八月日竣工

銘札1枚 公会堂下請人及従業者連名表

イ 旧額田郡物産陳列所

木造、建築面積 175.8 m²、棧瓦葺

ウ 附・門柱

1所

(3) 所有者の氏名及び住所

ア 所有者の氏名

岡崎市

イ 所有者の住所

愛知県岡崎市十王町二丁目九番地

1-3 文化財の概要

(1) 文化財の構成



図 1-1 文化財の構成

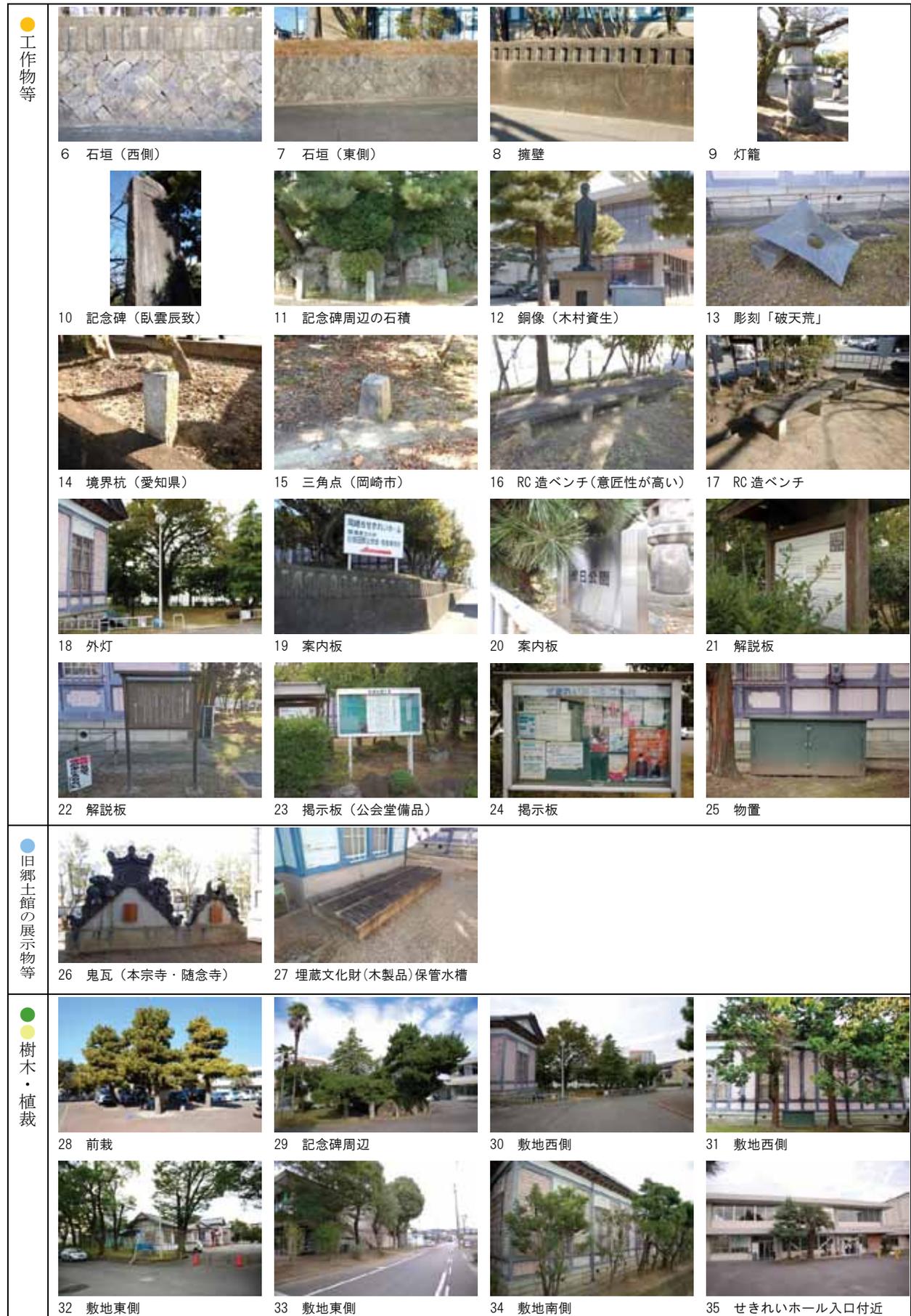


図 1-1 文化財の構成 (続き)

(2) 文化財の概要

ア 立地環境

岡崎市は愛知県のほぼ中央部に位置し、隣接する豊田市、安城市、西尾市、額田郡幸田町などとともに、西三河地区に属する。旧額田郡公会堂及物産陳列所（以下、旧額田郡公会堂を「公会堂」、旧額田郡物産陳列所を「陳列所」という。）は、岡崎市のほぼ中央部に所在し、敷地の西側には岡崎市役所、岡崎市消防本部などが並び建つ。敷地の南側には、国道1号が東西に走り、さらに南側には乙川が流れる。周囲は宅地化が進んでいるが、敷地の北側約200mの位置には江戸時代の東海道が通り社寺も点在している。

公会堂建設当時の額田郡は、現在の矢作川左岸側（東側）の岡崎市域^{注1}及び幸田町域にあたる。岡崎城にほど近い岡崎町康生及び籠田^{注2}は、当時の額田郡役所、岡崎町役場、岡崎税務署、県立岡崎病院、岡崎郵便局などの公共施設が集う額田郡及び岡崎町の中心地であった。公会堂の敷地は、江戸時代の岡崎宿東端近くの岡崎町大字明大寺西浦^{注3}に位置し、額田郡役所から東方約1.4kmの距離にあった。現在ほど周囲の宅地化は進んでおらず、まだ国道1号（当時は国道2号）も整備されていなかった。『額田郡物産陳列所要覧』（大正4年）は、当時の立地環境について、「額田郡物産陳列所は岡崎町の稍東部に位し、南に絵女房山及菅生川^{注4}の清流を俯瞰し頗る景致に富み清爽なる空気は来館者をして厭忌の念を生せしめず」としている。

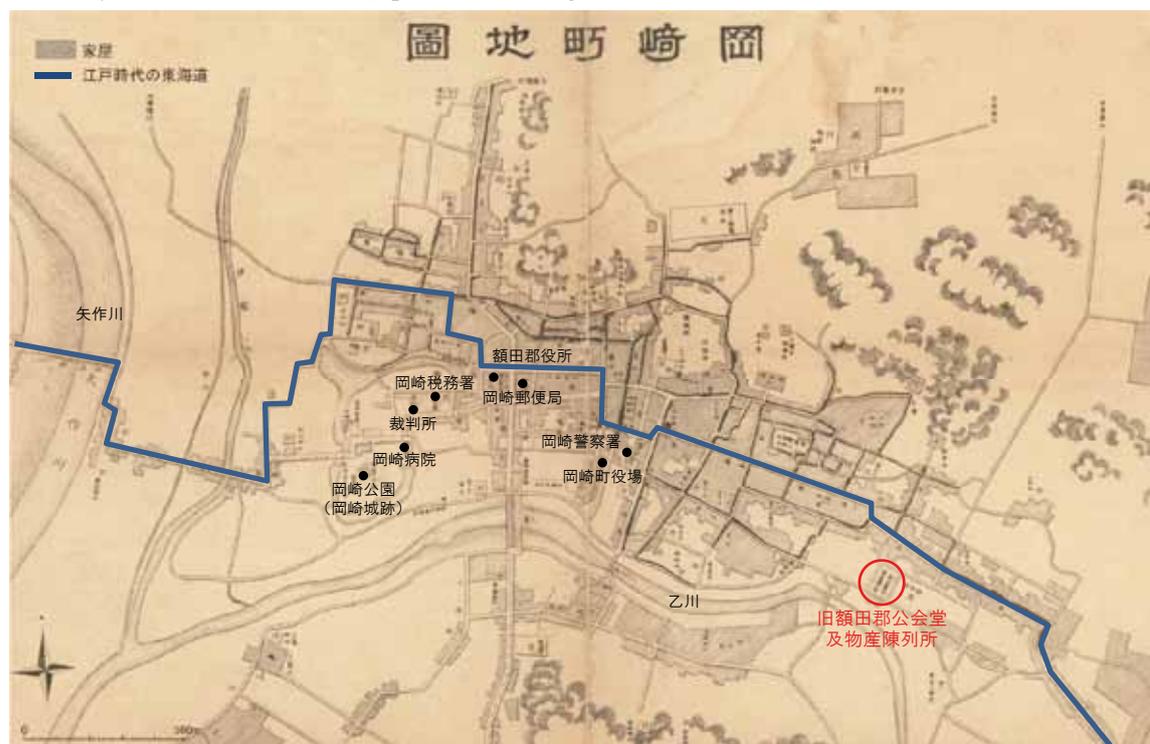


図1-2 岡崎町地図（大正2年「市街図」を編集）

※岡崎市立中央図書館所蔵

注1 当時の矢作川右岸側（西側）は、碧海郡であった。

注2 当時。現在の岡崎市康生町及び康生通、岡崎市籠田町周辺にあたる。

注3 当時。現在の岡崎市朝日町周辺にあたる。

注4 絵女房山は吉祥院（岡崎市明大寺町）のある現在の万燈山。菅生川は現在の乙川。旧菅生郷にあたる岡崎城周辺は菅生川とよばれる。

イ 沿革

明治37年(1904)に額田郡会議事堂の建設について決議されたが、同年の日露戦争開戦により建設は延期された。その後明治45年(1912)に至り時代の要求に鑑みて、改めて物産陳列所の建設についても決議され、大正元年(1912)12月に着工、大正2年(1913)9月に竣工し、同年12月19日に落成式が挙行された^{注5}。

下記に、既往の刊行物等に記載された内容に基づいて、沿革をまとめる。

表 1-2 沿革

年代		※1	沿革	出典 ^{※2}	
大正	2年(1913) 12月		「額田郡公会堂」「額田郡物産陳列所」として竣工。	報	
	3年(1914) 4月	陳	公衆への施設観覧を開始。(18日～)	紀要	
	4年(1915)	陳	大礼記念額田郡物産展覧会を開催。	他	
	5年(1916)	2月	公	三河全国高等小学校校長会を開催。(25～26日)	市史(総)
		7月		市制施行に伴い額田郡から岡崎市に譲渡。	郷167
				市制施行記念行事の会場に使用。(1～3日)	郷190
			公	岡崎市公会堂と改称。	紀要
		陳	岡崎市物産陳列所と改称。	紀要	
	7年(1918) 5月	公	新愛知新聞社主催「少年少女学芸大会」を開催。	市史(総)	
	8年(1919)	4月	公	「民力涵養に関する講演会」を開催。	市史(総)
		6月	公	岡崎ヴァイオリン研究会主催「洋楽大演奏会」を開催。	市史(総)
		7月	公	第一次世界大戦勝利の市民祝賀会を開催。(5日)	市史(近)
	9年(1920) 8月	公	新愛知新聞社主催「納涼大演芸会」を開催。(15日)	市史(近)	
	10年(1921) 5月	陳	子供自由画展覧会にて1,473点を展示。(15～23日)	市史(総)	
	11年(1922)	5月	公	本多敏樹市長らが満州駐屯軍慰問状況を報告。(19日)	市史(総)
11月			第一回岡崎美術展覧会を開催。(18～28日)	市史(総)	
12月		公	「杵屋六喜三名披露目 長唄演奏会」を開催。(18日)	市史(近)	
昭和	3年(1928) 2月	公	「普通精神普及講演並活動写真会」を開催。(3日)	市史(近)	
	5年(1930) 10月	陳	産業奨励のため、全国ポスター展覧会を開催。出品数28,000点。(10～15日)	市史(総)	
	10年(1935) 6月	公	岡崎市選挙粛正委員会結成式を開催。	市史(総)	
	13年(1938)	2月	公	銃後の護り「資源愛護展覧会」を開催。(9～13日)	市史(総)
		4月	公	自治制発布50周年記念式を開催。	市史(総)
		6月	広	防護団主催「防空映画の夕」を開催。広場で上映。(24～28日)	市史(総)

注5 『額田郡物産陳列所要覧』(大正4年、額田郡物産陳列所)より。公会堂の棟札には「大正貳年貳月十日着手大正貳年八月口日竣功」、物産陳列所の棟札には「大正二年三月吉日」の記載がある。

昭和	13年(1938) 10月	公	愛知県・岡崎市・岡崎市商工会議所主催の「国策代用品展覧会」を開催。(4~6日)	市史(総)
	14年(1939) 8月 11月	公	岡崎市経済厚生委員会を結成。第一回配給統制部会開会。	市史(総)
		公	在日朝鮮人融和団体「協和会」岡崎支部助成会結成式を開催。	市史(総)
	16年(1941) 3月 9月	公	大政翼賛会岡崎支部結成式を開催。	市史(総)
		公	愛知県商業報告会岡崎支部結成式を開催。400余名が参加。	市史(総)
	17年(1942) 2月	公	岡崎食料増産報告大会を開催。青年代表730名が出席。	市史(総)
	18年(1943) 1月	公	物価と戦時生活展覧会を開催。(17~19日)	市史(総)
	20年(1945) 7月	公	岡崎空襲により焼夷弾を被弾。	郷184
		公	岡崎地区防衛隊が設置される。	郷184
	(戦前・戦中)	公	豊橋連隊区(岡崎・額田市町村)の徴兵場、壮丁検査場として利用。検査には学科試験もあり、内部で学科試験、外部で訓練を実施。	歴教
		公	投小学校(現市立根石小学校)の学芸会や卒業式などの式典を開催。(~昭和12年)	郷167
		公	弁論大会、演説会、農業等物産の品評会、共進会、配給配分所、ラジオ知識普及活動写真会、繭糸組合会、義勇火防団役員会等に利用。	報
		広	敷地中央の広場に泉水付きの公園があり、アヒルや鴨、クジャク、猿などが飼われる小動物園として子連れで賑わう。	郷167
	(戦後)	不明	応急的に愛知県の教育事務所として利用。	郷167
		不明	岡崎市の水道局事務所として利用。	郷167
		公	デモ隊の集合場所。ダンスパーティー会場として利用。	報
	34年(1959) 9月	公	伊勢湾台風被災者の臨時住宅として利用。	郷167
	36年(1961)	他	愛知県岡崎勤労会館(現せきれいホール)建設。	郷167
		陳/看	2棟を現在地に曳家。陳列所は、拳闘空手道場になり、剣道、ボクシング、空手の屋内体育場(岡崎市朝日体育場)に利用。	郷167
	42年(1967) 6月	他	六供町に市民会館建設。	郷001
公		公会堂としての役割を終える。	郷001	
44年(1969) 4月	公	岡崎市郷土館として開館。供出された屋上の棟飾りを復原、外壁のペンキ塗替え、内部の修繕を行う。	郷001	
51年(1976)	他	岡崎市体育館開館。	他	
	陳	体育施設としての役割を終える。	他	
52年(1977)	陳	この頃から、発掘調査による出土資料の収蔵庫に活用。	郷167	
平成	11年(1999) 12月		2棟が重要文化財に指定。	他
	17年(2005)		耐震診断を実施。	他
	22年(2010) 4月		耐震診断の結果を受け、郷土館を閉館。	他

※1 [公]公会堂、[陳]陳列所、[看]看守人室、[広]前面の広場、[不明]詳細不明、(空白)…公会堂及物産陳列所

※2 [郷○]…『郷土館』(岡崎市教育委員会・岡崎市美術博物館、○は号数)、[歴教]…せきれい歴史教室資料、[他]…市配布資料・その他資料、[市史(近)]…『新編岡崎市史 4 近代』(平成3年、岡崎市)、[市史(総)]…『新編岡崎市史 20 総集編』(平成5年、岡崎市)、[報]…『岡崎市郷土館建物調査報告書』(平成10年、中京総合建築設計)、[紀要]…渡辺則雄「旧額田郡物産陳列所と旧額田郡公会堂の使命と役割」(『研究紀要 第29号』平成13年、岡崎地方史研究会)

ウ 施設の性格

公会堂は、額田郡会議事堂を始めとして各種の会合に用いられた。大正5年（1916）の市制施行に伴って額田郡から岡崎市に譲渡されると「岡崎市公会堂^{注6}」と改称され、講演会や演奏会、美術展覧会が多く行われるなど、より市民に開かれた存在となった。戦前には、豊橋連隊区（岡崎・額田市町村）の徴兵場及び壮丁検査場として利用されたほか、戦時中には岡崎地区防衛隊が設置された。戦後には愛知県の教育事務所や岡崎市水道局事務所、また伊勢湾台風の被災者臨時住宅として利用されるなど、混乱する社会においては臨時的な行政施設としての役割も担った。昭和42年（1967）、六供町に岡崎市民会館が建設されると、公会堂としての役割を終えた。その後、「岡崎市郷土館」として生まれ変わり、平成22年の閉館まで、地域の郷土資料館として機能した。

物産陳列所は、「本郡ノ物産及郡内産業ノ改發上参考トナルヘキ物品ヲ陳列シテ公衆ノ觀覽ニ供スル事」^{注7}として、地域の特産品等を展示・陳列・販売した。大正5年（1916）の市制施行に伴って額田郡から岡崎市に譲渡されると「岡崎市物産陳列所」「岡崎市商品陳列所」^{注8}と改称された。戦前から戦後の様子は詳らかでないが、昭和9年頃には売上が落ち込み^{注9}、殖産振興拠点としての役割を徐々に失っていったと思われる。昭和36年（1961）の愛知県岡崎勤労会館（現せきれいホール）建設時に現在地に曳家され、剣道や空手などの屋内運動場として利用された。その後郷土館が開館されてからは資料の収蔵庫として利用され、現在に至っている。

看守人室は、陳列所の「附属看守人室」として建設された。台所や便所などを備えている点、また戦時中から昭和45年頃まで実際に女性が住み込み公会堂と陳列所の維持管理を行っていたことから^{注10}、当初より住み込みの管理人が居住していたと思われる。その後陳列所とともに現在地に曳家され、郷土館時代には作業室として利用された。

	大正	→	戦前	→	戦後	→	郷土館時代 (S44~ H22)
・公会堂	公会堂	→	公会堂	→	公会堂	→	郷土館
・物産陳列所	陳列所	→	(不明)	→	体育館	→	資料収蔵庫
・看守人室	看守人室	→	看守人室	→	看守人室	→	作業室

図1-3 施設（機能）の変遷

注6 その後、遅くとも昭和8年までには、「岡崎市中央公会堂」と改称された。

注7 『額田郡物産陳列所要覧』（大正4年、額田郡物産陳列所）より。

注8 大正11年頃には「岡崎市商品陳列所」と改称されたと推定される。

注9 『岡崎市公報』（昭和9年、岡崎市）より。

注10 伊藤久美子「額田郡公会堂と額田郡物産陳列所—文化財指定から岡崎市郷土館閉館までの備忘録—」（『研究紀要 第44号』平成28年、岡崎地方史研究会）による。

エ 主な改造時期とその内容

1) 公会堂

間仕切り壁の変更などの大きな改造はなく、全体的に当初の状態をよく留めている。ただし、貴賓室は、天井や床などの仕上げ材が変わっており、当初に撮影された古写真にはなかった鉄格子が建物外部に取り付けられている。これらは、郷土館開館後の改変である。また設備については、冷暖房器具が設置され、便所器具も一部更新されている。なお、講堂のシャンデリアを始め、当初の灯具は全て戦時中に供出されたと推測される。また、当初の屋根飾りも戦時中に供出されたが、郷土館開館を記念して復原された^{注11}。

控室2には棚、通用玄関には物置用の間仕切りが設置されているが、これらはいずれも仮設的なもので、郷土館時代に設置されたものと思われる。

2) 物産陳列所

昭和36年の愛知県岡崎勤労会館（現せきれいホール）建設時に、現在地に曳家された。この時に基礎から腰下までの部分が改造された。また、おそらく同時期に、西側に新たな出入口が設けられた。妻壁のガラス張りは、一部が板張りに変更されている。

3) 門柱

門柱は公会堂の正門にあたる。当初は頂部に灯具が備えられていたが、現在は失われている。

4) 敷地及びそれ以外の建造物

当初は、公会堂及び陳列所の2棟が敷地の南北に相對し、その他に公会堂の附属棟、陳列所の看守人室及び便所の計5棟が建てられていた。また、正門に加え南北にも門があり、3方向に門が設置されていた。これらのうち、公会堂の附属棟、陳列所の便所、南北の門は、現在は失われている。また、敷地南側は、大正から昭和初期に行われた国道1号の拡幅工事によって縮小している。

昭和32年（1957）には、敷地が朝日公園として制定され、昭和36年にはせきれいホールが敷地内北側に建設された。

看守人室は、昭和36年のせきれいホール建設に伴い、物産陳列所と共に曳家された。平成22年に郷土館が閉館した際、簡易的な展示室とするために内部に仮設の間仕切りや棚が設置されたが、大きな改造はないと思われる。

注11 『郷土館 167号』（平成12年、岡崎市教育委員会・岡崎市美術博物館）より。

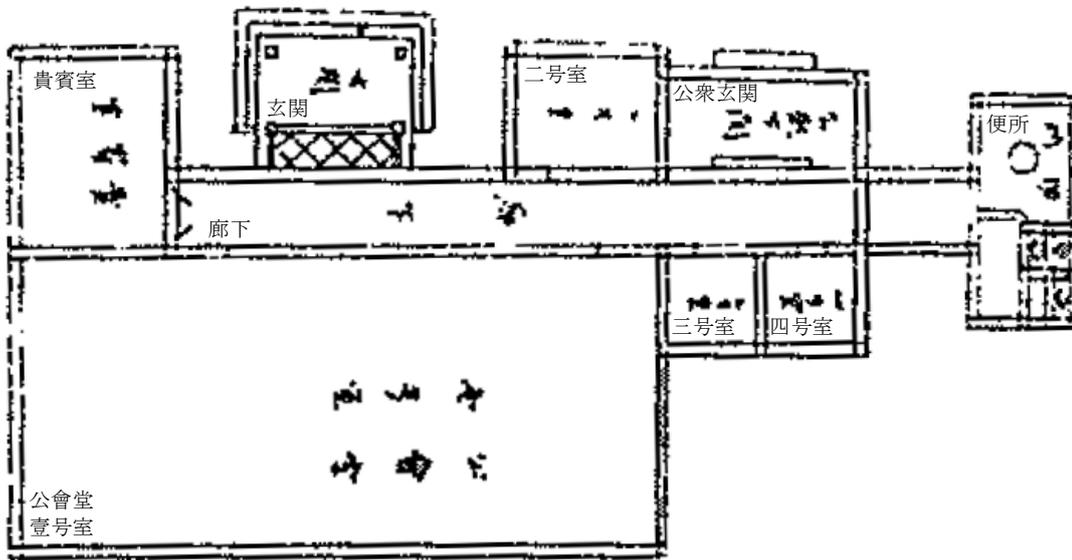


図 1-4 公会堂平面図（大正4年『額田郡物産陳列所要覧』より）

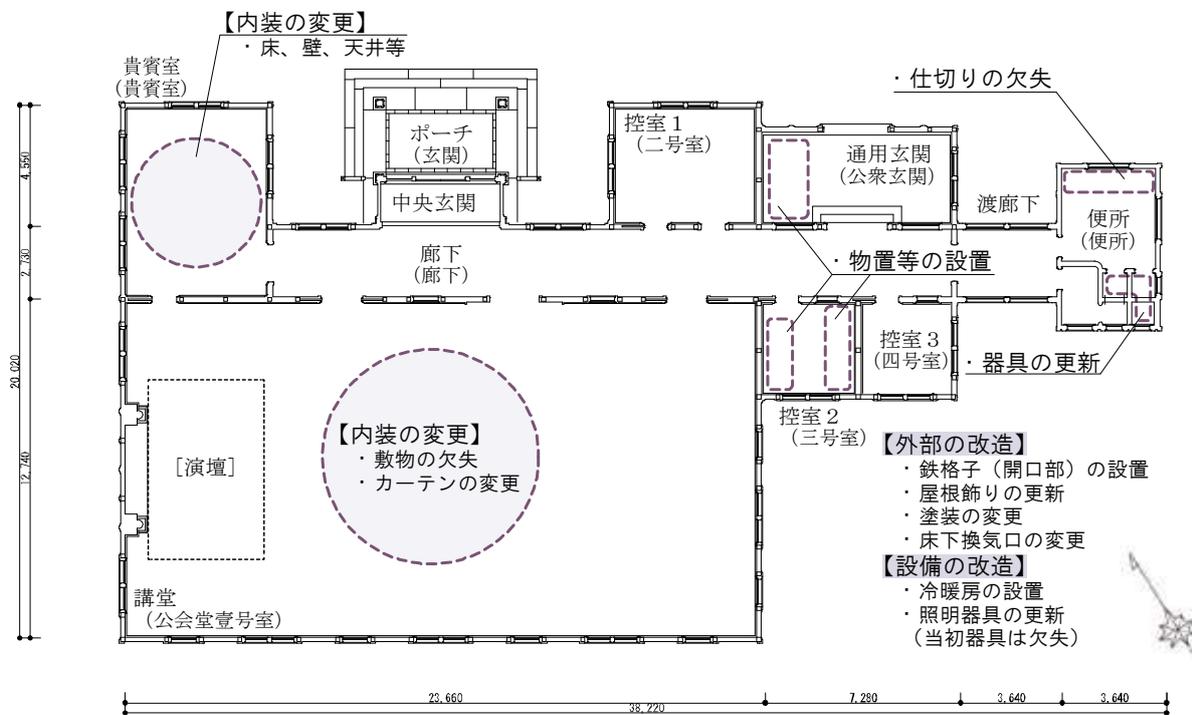


図 1-5 公会堂平面図（現状）及び後世の改造

※括弧内は大正4年時の部屋名

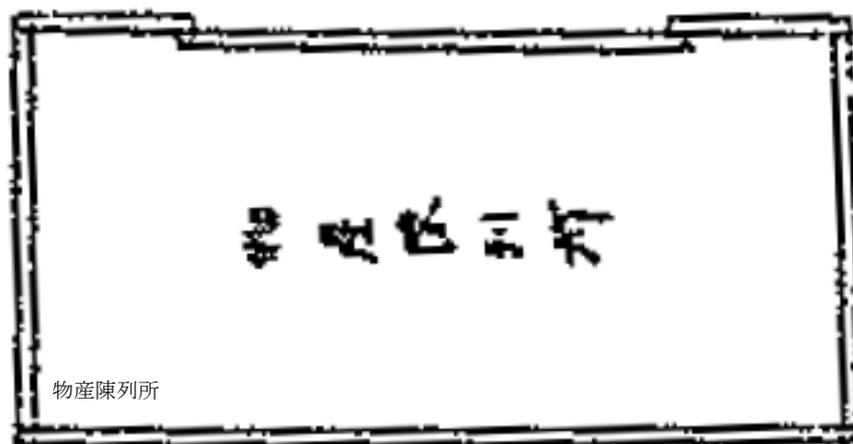


図 1-6 物産陳列所平面図（大正4年『額田郡物産陳列所要覧』より）

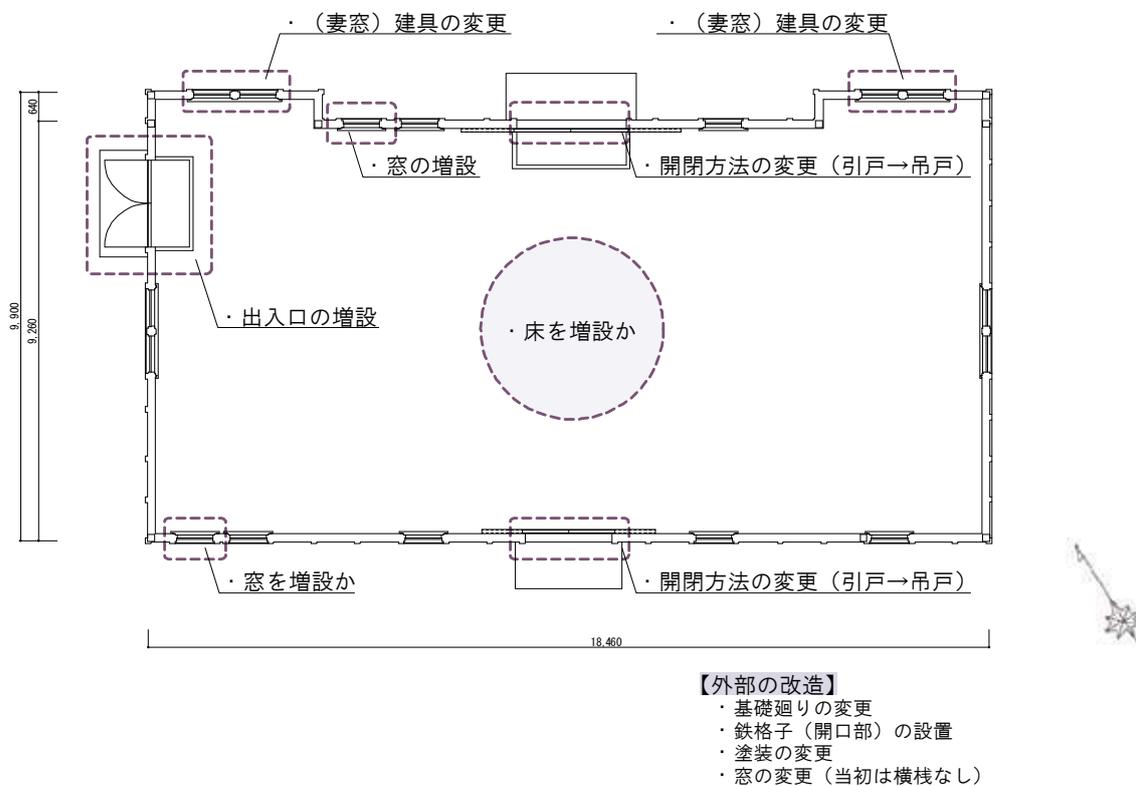


図 1-7 物産陳列所平面図（現状）及び後世の改造

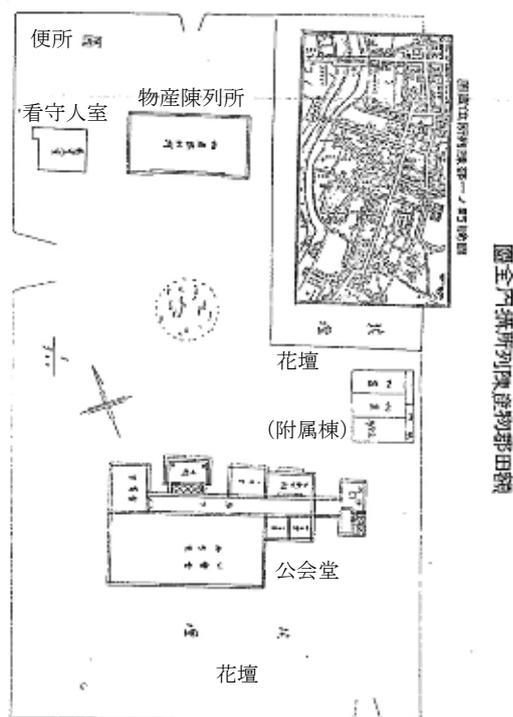


図 1-8 敷地図（大正 4 年『額田郡物産陳列所要覧』より）

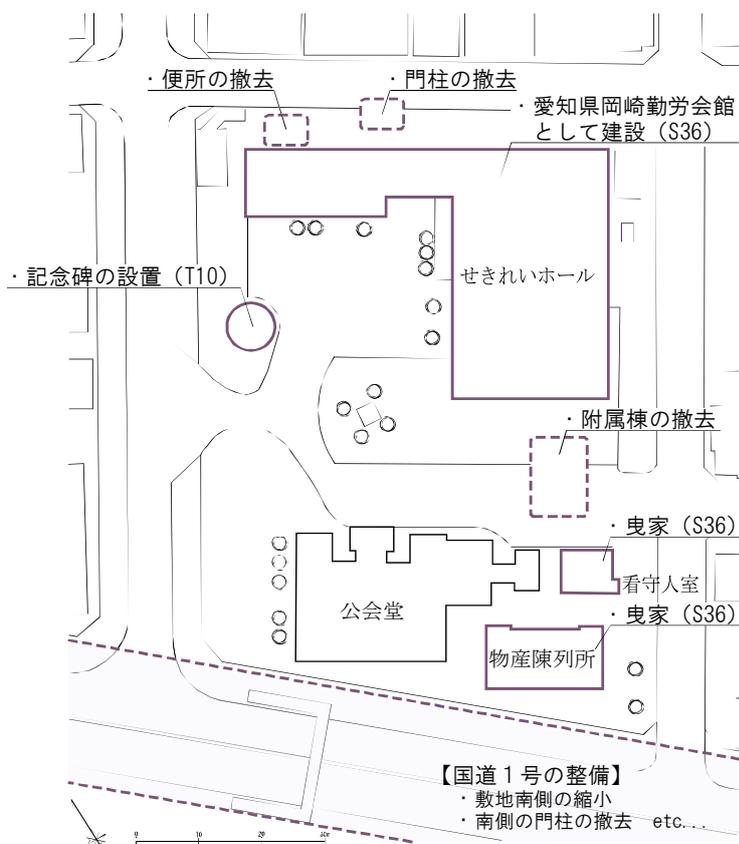


図 1-9 敷地図（現状）

(3) 旧額田郡公会堂及物産陳列所の建築的特徴

旧額田郡公会堂・物産陳列所・門柱は、曳家など配置の変更はあるものの、個別の建物については建設当初の状態を概ね良好に残している。ここでは、それらの外観及び内部の建築的特徴を整理する。基本的には現状について記すが、改造により失われているものについても適宜触れる。

ア 公会堂

公会堂は、外観及び内部ともに改造も少なく、大正2年（1913）の竣工当初の姿を比較的よく残している。

1) 外観

- ・ルネサンス様式を基調とし、『建築画報 第4巻 第11号』（大正2年、建築画報社）の記事には、「公會堂は百六十三坪七号のルネーサンス式平屋建」と記載されている。
- ・講堂など主要な機能を備える会堂棟は、左右対称の構成で正面性を強調し、頂部を切り上げて鑷^{しころ}屋根状の寄棟造とする。正面は楕形及び三角ペディメントとし、それぞれ中央を花草模様の漆喰彫刻で飾る。ポーチはドリス式のオーダーとする（図1-10他）。
- ・基礎は3段の切石積とし、建ちの高い建物に重厚感を与える。
- ・会堂棟、その東側に取り付く通用玄関棟、渡廊下で接続される便所棟の3棟は、スティックワークで縁取られた壁面で全体を統一する（図1-11・12）。腰下の縦板張り、腰上の横板張りは、それぞれ板割を統一した丁寧な仕上げとする。
- ・一方で、3棟はそれぞれ軒高を変え、軒天井や窓の造作にも変化を付ける。（図1-13～15）
- ・屋根は棧瓦葺で、切妻の螻^{けらぼ}羽部分と楕形アーチは鉄板葺とする。竣工時には、軒先や棟、谷の際部分に目地漆喰を施していた（図1-16）。



図1-10 公会堂 外観（会堂棟・北面）



図1-11 公会堂 外観（北面）



図1-12 公会堂 外壁（会堂棟・北面）



図1-13 公会堂 軒天井（会堂棟）



図1-14 公会堂 軒天井（通用玄関棟）



図1-15 公会堂 軒天井（便所棟）



図1-16 公会堂 古写真（大正2年）

※図1-16は岡崎市立中央図書館所蔵

2) 内部

【講堂】

- ・額田郡の郡会議事堂として利用された他、各種の会合が催された。
- ・桁行 23m、梁間 12mを越す広さで、天井は中央を折り上げた大規模空間である（図 1-17）。
- ・『建築画報 第4巻 第11号』（大正2年、建築画報社）の記事に、「大広間（講堂）は百八十二畳敷、一千二百の人を優に収容するを得べく」とある。
- ・講堂正面は、演壇背後のドリス式円柱と楕円アーチ、客席部を隔てる垂れ壁中央の花房飾りなど、精巧な左官仕事で飾る（図 1-19・20）。また、上下可動式の演壇を備える^{注12}（図 1-21）。
- ・照明はシャンデリアとしていたが、全て欠失している。取付き痕と古写真から、演壇梁下にも装飾的な照明が取り付けいていたことが分かる（図 1-22）。

【貴賓室】

- ・『建築画報 第4巻 第11号』（大正2年、建築画報社）の記事に「殊に貴賓室の設計は麗美を極め」とあるが、当初の内装類は失われている。その様子は、竣工時の古写真により窺い知れる（図 1-24）。
- ・現在は、窓用のカーテンロッドとブラケット、天井の中心飾が残っている。

【便所】

- ・中央の円形手水鉢や、約2間幅の壁一面に取り付く小便用の踏石には、この地方特産の大きな花崗岩を用いる（図 1-25）。

【その他】

- ・建ちの高い外観を反映し、床は地盤面から90cmとなる高さに設ける。天井は、講堂の折上げ部で5.7m、廊下で4.4mとなり、各部の高さが際立つ。
- ・廊下は約2間幅とする。
- ・各室の出入口には、引込戸を多用する（図 1-26）。
- ・各室の天井は中心飾を付けた漆喰天井とする。控室のうち南側2室は、幾何学的な構成として変化を付ける（図 1-27・28）。
- ・壁面には筋交いを入れる（図 1-29）。
- ・会堂棟の小屋組はクイーンポストトラスとして大スパンを支える。滝大吉『建築学講義録』（明治42年、建築書院）所収の「二重梁小屋（Queen-Post Roof）」に似た構法とするが^{注13}、講堂の天井中央部を折り上げるために、陸梁端部の納め方を工夫した変形トラスとしている（図 1-30～32）。鋸屋根状に切り上げた部分は和小屋組とする。小屋組には転用材はなく、丸鋸仕上げの製材品を用いる。

注12 上下可動式の舞台には、いわゆる芝居小屋の「せり」がある。しかし、今回の調査で確認した限りでは、公会堂や庁舎、学校等、その他の建築において、このような演壇が設置された遺構は見当たらなかった。

注13 本書においては、「最良なる小屋組の定め方」として、「普通小屋（=King-Post Roof）は張間三十尺の時、又二重梁小屋は同四十五六尺の時を是も適當」としている。



図1-17 公会堂 講堂

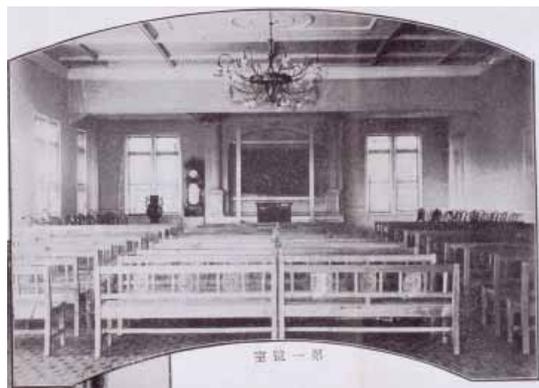


図1-18 公会堂 講堂古写真（大正2年）



図1-19 公会堂 講堂（正面）



図1-20 公会堂 講堂（花房飾り）



図1-21 公会堂 講堂古写真（大正4年）



図1-22 公会堂 講堂古写真（大正4年）



図1-23 公会堂 貴賓室



図1-24 公会堂 貴賓室古写真（大正2年）

※図1-21・22は岡崎市立中央図書館所蔵



図1-25 公会堂 便所



図1-26 公会堂 引込戸（控室1）



図1-27 公会堂 控室2（天井）



図1-28 公会堂 控室3（天井）



図1-29 公会堂 筋交い（小屋裏より）



図1-30 公会堂 小屋組

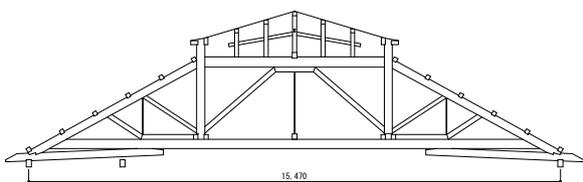


図1-31 公会堂 小屋組（会堂棟）

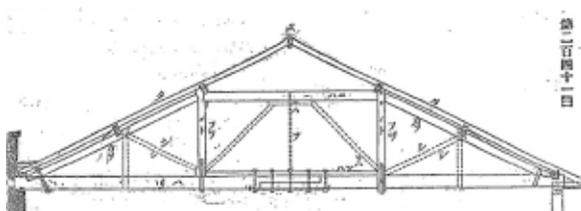


図1-32 滝大吉『建築学講義録』収録の「二重梁小屋（Queen-Post Roof）」

イ 陳列所

陳列所は、昭和 36 年に現在地に曳家され基礎などに変更があるが、意匠や構造は大正 2 年（1913）の竣工当初の姿を比較的良好に残している。

1) 外観

- ・『建築画報 第4巻 第11号』（大正2年、建築画報社）の記事には、「物産陳列場は前栽を挟みて公会堂と相対しゴシック式设计」とある。
- ・公会堂と同じく左右対称形で、柱梁を外部に見せる（図 1-33）。一方で、ハンマービームと半円アーチで妻面を飾った切妻屋根や、軒下の壁に設けた四葉状の採光窓など、公会堂とは異なる意匠を用いる（図 1-35 他）。屋根は棧瓦葺で、切妻のけらば部分は鉄板葺とし、竣工時には公会堂と同様に目地漆喰を施していた（図 1-34）。
- ・当初は、公会堂と正対する形で敷地内北側に南面して建てられていたが、昭和 36 年（1961）に現在地に曳家された。曳家時に、腰下はRC造布基礎の上部にラスモルタル仕上げとしたが、竣工時には窓下にたすき掛けの装飾を施していた（図 1-34）。

2) 内部

- ・間仕切りのない一室の空間とする（図 1-37）。古写真によれば、展示ケースを使用していたことから、フレキシブルな空間として計画されたものと推察される。
- ・天井下の壁に四葉状の採光窓を配し、棟通りの天井を折上げて妻壁からの明かりを確保するなど、採光を意識した内部空間とする（図 1-38）。
- ・小屋組はクイーンポストトラスで、水平トラス、また桁行方向に小屋筋交いを入れる。天井の折上げ部では陸梁を化粧として見せる。（図 1-39・40）。



図1-33 陳列所 外観（北面）



図1-34 陳列所 古写真（大正2年）



図1-35 陳列所 外観（北面東側）



図1-36 陳列所 外観（東面）



図1-37 陳列所 内部



図1-38 陳列所 内部（天井）



図1-39 陳列所 小屋組（部分）

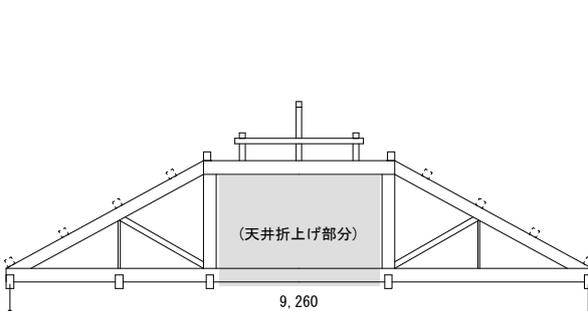


図1-40 陳列所 小屋組

※図1-34は岡崎市立中央図書館所蔵

ウ 門柱

- ・公会堂建設当初の石造門柱で、附指定となっている（図 1-41・42）。
- ・古写真では頂部に灯具を載せていることが分かり、現在も頂部に痕跡がある（図 1-42・44）。

(4) 敷地の特徴

ここでは、現在の敷地を構成する要素のうち、前項で取り上げた重要文化財建造物以外の特徴的なものについて述べる。

ア 建造物

1) 看守人室

- ・竣工当初は、物産陳列所と同じく公会堂と正対する形で敷地内北側に建てられていたが、昭和 36 年（1961）に現在地に曳家された。
- ・簡素な建物だが建ちが高く、物産陳列所の看守人室として建設されたため、妻面押み部分の装飾など物産陳列所と意匠を揃えている（図 1-45・46）。
- ・洋風の外観意匠に対して、内部は、床の間や縁側を備えた和風の設えとする（図 1-47）。台所や便所を備えた最小限の居住空間で（図 1-48）、便所には陶製染付の大便器及び小便器が残っている。
- ・平成 11 年度に棚の設置、同 16 年度に窓ガラスの修繕（シリコン加工によるガタツキ防止）などが行われている。
- ・平成 17 年度には、公会堂及び陳列所とともに耐震診断が行われている^{注14}。

2) せきれいホール

- ・昭和 36 年（1961）に建設された R C 造の公共文化施設。500 人収容のホールや、会議やセミナーに利用される集会室を備える。
- ・ホール棟 2 階からは、旧額田郡公会堂及物産陳列所を一望できる。
- ・大正期建設の最初期の公会堂建築である旧額田郡公会堂と向かい合って建っており、その後大衆化・多目的ホール化する公会堂建築の歴史的展開を知ることができる。

注14 詳細は、P. 55「4-2 耐震対策」に記載。



図1-41 門柱 全景

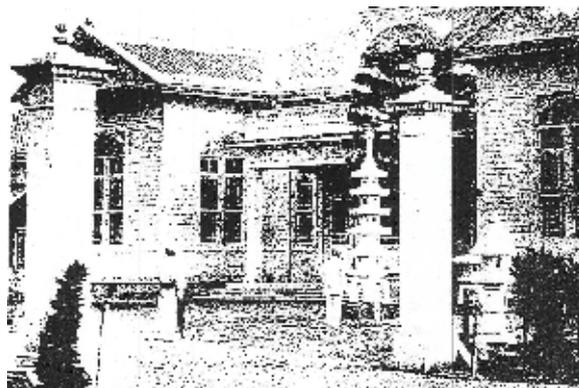


図1-42 門柱 古写真（年不詳）



図1-43 門柱 細部（柱頭）



図1-44 門柱 頂部の痕跡



図1-45 看守人室 外観（北面）



図1-46 看守人室 外観（南面）



図1-47 看守人室 内部



図1-48 看守人室 内部（台所）

イ 工作物等

1) 石垣

- ・敷地南側部分の東西に、建設当初のものと思われる空積みの石垣がある。
- ・門柱の脇に台形の耳石が残り、石垣の上に土塁が廻っていた可能性がある。

2) 灯籠

- ・建設当初の古写真に灯籠は写っていないが、その後の古写真には、公会堂正面西側に灯籠が写っているものが多い。
- ・現在の灯籠は、いずれの古写真に写るものとも違うものだが、背面に「大正二年」の銘がある。

3) 記念碑

- ・「ガラ紡^{注15}」を発明した臥雲辰致を顕彰した記念碑。大正10年1月に当時の額田紡績組合（額田郡長筆）より贈られたものである。

4) 境界杭

- ・敷地西側の公道境には、愛知県の境界杭が打たれている。せきれいホール建設時のものと推測される。
- ・公会堂西側には、岡崎市の三角点が残っている。

5) RC造ベンチ

- ・公会堂西側にベンチが4脚設置されている。その内1脚は足元をすぼめたデザインで、せきれいホール建設時の図面から、この1脚は昭和36年頃のものとして推測される。

ウ その他

1) 前栽

- ・各種の古写真には、敷地中央に円形の植栽が写っている。『建築画報 第4巻 第11号』（大正2年、建築画報社）の記事では、これを「前栽」としている。
- ・現在も、敷地中央には樹木が植えられており、岡崎市名誉市民で生物学者の木村資生氏の銅像が立っている。

2) 朝日公園

- ・旧額田郡公会堂及物産陳列所の建設地として充てられた当地は、元々岡崎町が寄付したものである。
- ・昭和32年（1957）に朝日公園として制定された。『岡崎市郷土館 167号』（平成12年、岡崎市教育委員会・岡崎市美術博物館）には、「敷地の中央辺りにアヒルやカモが泳ぐ泉水があり、クジャクやサルも飼われていた小動物園であった」という旨の記述がある。

注15 明治9年（1876）に発明された日本独自の紡績機。稼働時に「ガラガラ」という騒音が生じることから「ガラ紡」と呼ばれた。明治初期以来、世界中で使われていた洋式紡績機に対し、簡易的な構造で少ない資本で設置できることから広く普及した。

(5) 旧額田郡公会堂及物産陳列所の文化的価値

旧額田郡公会堂及物産陳列所には、建築史的価値のみならず、近代の岡崎において重要な役割を担ってきた「歴史的価値」、まちづくりや観光施策の拠点となりうる「文化資源としての価値」など、多面的な価値がある。これらの価値を下記に整理する。

ア 重要文化財指定時の解説^{注16}（平成11年12月1日指定）

旧額田郡公会堂および物産陳列所は、西三河の中心都市である岡崎市を東西に貫流する乙川の右岸、国道1号の北に接する朝日公園の一画に建つ。旧公会堂は、当初額田郡の公会堂として大正2年に建設され、大正5年の岡崎町の市制施行に伴い岡崎市の公会堂となった。ちなみに額田郡は現在の岡崎市、額田町、幸田町にあたる。昭和42年の岡崎市民会館の新築に伴い同44年から岡崎市郷土館に転用され現在に至っている。旧物産陳列所は、額田郡物産陳列所として大正2年に旧公会堂に向き合う位置に建てられたが、昭和36年の勤労会館（現せきれいホール）の建設に伴って現在地に移築され、昭和52年から岡崎市郷土館の収蔵庫棟として利用されている。

旧公会堂は、棟札より大正2年2月10日着手、同年8月の竣工で、設計監督は吉田榮蔵、工事請負人は池野慶五郎ら5名で、主として岡崎の大工、石工らが工事にあっている。

旧物産陳列所の建設年については棟札などの明確な記録を欠くが、『建築畫報』大正2年11月号所載「岡崎の二大建築」に「参州岡崎町立公会堂及び物産陳列場は今回竣成したるが」とあり、旧公会堂とセットで建設されたものとしてよい。大正2年12月21日付『新愛知』紙によれば、公会堂および物産陳列所の「開会式」は12月19日に執り行われている。また設計の吉田榮蔵は明治5年生まれで、鳥取県工手から明治41年愛知県土木技手となる。大正から昭和初期にかけては兵庫県加古川所在の多木製肥所の建築技師。鳥取県工手時代に重要文化財「仁風閣」の建築工事に関係した。

旧公会堂は、木造、平屋建、棧瓦葺、外壁下見板張で、敷地南寄りに北面して建つ。主屋としての会堂棟は東西棟の寄棟造で、その東面には切妻造の通用玄関棟が角屋状に張り出し、さらに東には棟を直交させた切妻造の便所棟があり、渡り廊下で繋がっている。

各棟とも石積基礎に建ち、壁面は軒下の漆喰小壁以外をスティックワークによるフレームで縁取り、窓下の層を縦板張、窓の層を横板張として各棟間の一体性と連続性をもたせる一方で、各棟の軒高、軒裏や窓の造作に差をつけて分節化を図る。会堂棟は、左右対称形で、寄棟屋根の頂部を切り上げて四周に棟飾金物を廻すとともに、正面中央にドリス式角柱に支持された玄関ポーチを設け、両翼前面には三角ペディメント、中央には半円形の楕形ペディメントを載せたルネサンス様式的建築構成をとる。内部は、各室の天井に部屋のグレードに合わせた額縁や中心飾りをつけるなど左官仕事に見所をつく

注16 文化庁文化財保護部監修『月刊文化財 436号』（平成12年、第一法規）より抜粋。

る他、講堂の演壇を床下に収納する工夫も見られる。特に、正面中央櫛型ペディメントおよび左右両翼ペディメント内部の漆喰彫刻、講堂内部の演壇の背景をつくるドリス式円柱と楕円アーチ、演壇部と客席部とを隔てる垂れ壁中央の花房飾りなどに精巧な左官仕事が見られる。小屋組は、会堂棟のみをクイーンポストトラスとする。

旧物産陳列所は、木造、平屋建、棧瓦葺、切妻造、外壁下見板張で、旧公会堂の東南方に北面して建ち、正面左右端部を前面にわずかに張り出したコの字型平面をとる。移築に際し、向きが180度回転され、基礎が鉄筋コンクリート造に改められた他、腐食の甚だしかった腰壁部分が切り縮められ、鉄筋コンクリート基礎を窓台下まで建ち上げる改変を行っている。外部意匠は、旧公会堂に合わせたスティックスタイルを基調とするが、東西の妻面と正面両翼の妻面をハンマービームと半円アーチで飾り、ペディメントで納めた旧公会堂とは対照的な意匠とする。内部は一室空間で、天井を中央で折り上げて東西妻面からの採光を得やすくしている点にも特徴がある。

旧額田郡公会堂および物産陳列所は、わが国における最初期の郡単位の公会堂・物産陳列所建築であり、両者が一組で現存する数少ない例として貴重である。また、地方都市における公共建築の近代化を示すとともに、地方における西洋建築の様式的・技術的修得過程の達成度を示す建築遺構としても意義が認められる。

イ 建築史的価値

1) 公会堂建築の古い遺構

- ・旧額田郡公会堂は、重要文化財に指定されている公会堂の中では、旧遠江国報徳社公会堂（明治36年、静岡県掛川市）、旧函館区公会堂（明治43年、北海道函館市）、旧福岡県公会堂貴賓館（明治43年、福岡県福岡市）に次いで古く、郡単位の公会堂としては最初期の遺構である。

2) 物産陳列所の特徴をよく残す遺構

- ・地域社会の殖産振興を主目的とした「物産陳列所」は、明治から大正にかけて全国的に建設された。その特徴は、採光を意識した内部空間とすること、公会堂と併設していることが多いこと^{注17}、公園内に建てられること^{注18}、などが挙げられるが、旧額田郡物産陳列所は、これらの特徴をよく残している。

3) 地方における西洋建築の様式的・技術的習得過程の達成度を示す遺構

- ・正面のポーチや講堂の演壇などの意匠は、西洋建築のオーダーに則ったもので、いわゆる擬洋風建築とは一線を画している^{注19}。
- ・筋交いや変形のクイーンポストなど、西洋の建築技術の導入が見られる。

注17 新藤浩伸『公会堂と民衆の近代：歴史が演出された舞台空間』（平成26年、東京大学出版会）、三宅拓也『近代日本（陳列所）研究』（平成27年、思文閣出版）による。

注18 三宅拓也「近代日本における「陳列所建築」について」（『日本建築学会大会学術講演梗概集』平成20年、日本建築学会）による。

注19 溝口正人「額田郡公会堂と岡崎銀行本店－地方における近代建築をめぐる一考察－」（『愛知県史研究 第2号』平成10年、愛知県）による。

- ・設計者である吉田榮蔵は、鳥取県工手から明治41年（1908）に愛知県土木技手となった建築技師である。また大工、石工、左官など、施工には近在の職人が携わった。

ウ 歴史的価値

- 1) 大正2年から平成22年まで、およそ100年の間使われ続けてきた公共建築
 - ・郷土館として利用されるまで、公会堂は行政施設として、第二次世界大戦時は戦時利用、戦後は仮庁舎、物産陳列所は屋内運動場など、時代の要請に合わせて利用されてきた。
 - ・公会堂としての役目を終えた昭和42年（1967）に、当時の市長らが「岡崎の歴史の上では代表的な建物である」として「郷土館」に再生した^{注20}。
 - ・老朽化の進んだ平成10年には取壊しも議論されたが、「建築的価値が高く文化財などとして顕彰した上で保存する」として今日まで残されてきた^{注21}。
- 2) 度重なる災害を乗り越え、市制施行以降の岡崎の近代の歴史を見守ってきた建物
 - ・震災：昭和19年（1944）の東南海地震、昭和20年（1945）の三河地震では、ともに震度5の被害を受けた^{注22}。三河地震では、矢作町、六ツ美町、福岡町で建物の全壊・半壊が発生し^{注23}、「三河地震では岡崎平野南部で最大震度7の局地的な大被害をもたらした」という記録も残る^{注24}。
 - ・戦災：昭和20年（1945）7月20日未明の岡崎空襲では、岡崎市中心部の建物が次々と炎上し、市中は壊滅状態となった。「焼夷弾の落下激しく、木造瓦葺の公会堂の屋根を貫くもの数多くあり、軍用毛布で懸命に消火に努め、遂に戦火から公会堂を守ることが出来たのである。」という、当時の岡崎市中部隊隊員の証言が残っている^{注25}。
 - ・台風：昭和34年（1959）9月に発生し、愛知・三重県下を中心に被害をもたらした伊勢湾台風では、市内では1000戸近い家屋が全壊した。公会堂には自宅を失った101人もの市民が避難し、炊き出しなどの支援が行われた^{注26}。

エ 文化資源としての価値

- 1) まちづくりの拠点
 - ・平成28年5月に国の認定を受けた「岡崎市歴史的風致維持向上計画」など、岡崎市では歴史まちづくりの取組みが進められている。江戸時代以前の社寺建築が多

注20 『郷土館』（岡崎市教育委員会・岡崎市美術博物館）創刊号、50号、100号等による。

注21 伊藤久美子「額田郡公会堂と額田郡物産陳列所—文化財指定から岡崎市郷土館閉館までの備忘録—」（『研究紀要 第44号』平成28年、岡崎地方史研究会）による。

注22 岡崎市HPによる。

注23 愛知県防災局防災危機管理課HPによる。

注24 『災害教訓の継承に関する専門調査会報告書』（平成19年、内閣府）による。

注25 『平和への祈りをこめて』（平成4年、岡崎市回顧録編纂委員会）による。

注26 『新編岡崎市史 5 現代』（昭和60年、岡崎市）による。

く残る岡崎市において、近代建築である公会堂もその一拠点として有効な活用が期待される。

- ・岡崎市には歴史や文化を活かした様々な取り組みを行っている地域団体がある。各団体の活動拠点として、歴史や文化を感じさせる豊かな空間を提供することで、岡崎の歴史文化を発信する場としても利用できる。

2) 観光資源

- ・テーマ性・ストーリー性を持った「観光周遊ルート」の中に位置づけることにより、文化財巡りの拠点施設として活用できる。
- ・市内の観光案内所・観光拠点（東岡崎駅、岡崎公園、道の駅藤川宿等）との違いとして、重要文化財そのものを見学した上で、次の文化財巡りへとPRができる。
- ・東海道にもほど近く、街道散策の休憩スポットとして利用でき、さらに観光情報の発信施設として期待できる。

1-4 文化財保護の経緯

(1) 保存事業履歴

ア 文化財指定以前の履歴

平成9年度に株式会社中京建築総合設計により、建物調査と改修工事の概算を行った^{注27}。名城大学理工学部建築学科の伊藤三千雄教授の指導の下、創立沿革や構造形式、建物の文化史的・建築史的な位置付け、関連資料、現況図面、構造に関する調査及び検討、旧塗膜の分析調査、老朽・破損状況報告、電気設備調査、給排水衛生・空調設備調査、整備工事案をまとめた。移築の際に外観腰下が変更された物産陳列所については、部材調査や古写真により、復元立面図が作成されている。

イ 文化財指定以後の履歴

重要文化財の指定後は、次頁の表1-3の通り修繕工事や調査を行った。

(2) 活用履歴

平成11年（1999）の文化財指定後も岡崎市郷土館として一般公開を継続していた。しかし、平成17年度に耐震診断を行い、耐震性能の不足が指摘されたため、平成22年（2010）年に郷土館を閉館した。

注27 その内容は、『岡崎市郷土館建物調査報告書』（平成10年、中京建築総合設計）にまとめられている。

表 1-3 近年の修繕

年度	棟名 [※]	内容
平成 11 年度	公/陳	外装改修工事（外壁・金属板・建具・玄関廻りのペンキ塗替、樋の交換）、排水設備整備工事
	公	外壁腐朽部材取替、中央玄関の屋根鉄板葺替・手摺部分取替、通用玄関の屋根鉄板葺替・妻壁と天井の張替え、電気配線工事（建物内の配線取替、講堂内コンセント新設）、講堂（旧展示室）床板修繕、貴賓室（旧西研究室）内装工事（壁クロス張替え－石膏ボード下地共）
	陳	内部天井剥離部分の漆喰塗直し、電気配線工事（建物内の配線取替）
平成 12 年度	公	展示ケースの内装改修・蛍光灯器具修繕（PCB 問題対応）、講堂（旧展示室）及び廊下の蛍光灯器具取替、講堂（旧展示室）演壇上の蛍光灯器具撤収、警備センサー移設、貴賓室（旧西研究室）の空調取替
平成 13 年度	公	控室 1（東研究室）や中央玄関等の蛍光灯器具取替
平成 14 年度	公	窓ガラス修繕（シリコン加工によるガタ付き防止）
	陳	蛍光灯器具取替
平成 15 年度	公	講堂（旧展示室）や廊下の蛍光灯取替、トイレ給水不具合修繕（ボールタップの交換）
平成 16 年度	公	窓ガラス修繕（シリコン加工によるガタ付き防止）
	陳	窓ガラス修繕（同上、破損ガラス取替、棧補修）
平成 17 年度	公/陳	講堂（旧展示室）や廊下の蛍光灯取替、廊下の掲示板修繕 耐震診断業務 ^{注28} （社団法人日本建築構造技術者協会関西支部及び株式会社小幡建築設計事務所）
平成 18 年度	公	控室 1（旧東研究室）空調機修繕（室内機熱交換器薬品洗浄ほか）、トイレ漏水修繕
平成 19 年度	公	講堂（旧展示室）や廊下の蛍光灯取替
平成 21 年度	公	南東隅の隅棟先端部積直し（平成 21 年 10 月の台風 18 号による破損箇所）

※ [公]公会堂、[陳]陳列所

注28 詳細は、P. 55「4-2 耐震対策」に記載。

1-5 保護の現状と課題

(1) 保存の現状と課題

旧額田郡公会堂及物産陳列所は大正2年に建設され、我が国における最初期の郡立公会堂及び物産陳列所建築として両者が一組で現存する数少ない例として、また地方都市における公共建築の近代化及び西洋建築の様式的・技術的修得過程の達成度を示す建築遺構として重要であり、平成11年12月1日付で国の重要文化財に指定された。2棟は、昭和44年より岡崎市郷土館本館及び同収蔵庫棟として利用されていたが、平成17年度に耐震診断を実施した結果、震度6以上の地震で倒壊する危険が高いことが判明し、耐震性能の不足から平成22年度より閉館している。また建物は建設後100年を経過する中で維持管理されてきたが、平成11年度の改修工事以降は、設備機器の修理が行われたのみで、外壁の塗装の剥離、漆喰塗の壁面・天井の亀裂などが発生しており、老朽化が進行している。以上のことから、今後の公開活用を見据えた上で、耐震補強工事を含む保存修理が必要となっている。さらに、日常の適切な維持管理を行うために管理体制の構築も検討する必要がある。

敷地を見れば、建物の周囲に植えられた樹木が大きく成長している。根や枯葉が建物の保全に影響を与えることが懸念され、今後、適切な剪定管理が必要である。また周囲の敷地は「朝日公園」という都市計画公園区域にあたり、「岡崎市せきれいホール」が隣接している。朝日公園の一部が駐車スペースとして利用されていることから、今後の防災対策及び公開活用を検討する上でも整理が必要である。

(2) 活用の現状と課題

旧額田郡公会堂及物産陳列所は、昭和44年より40年間にわたり岡崎市郷土館、同収蔵庫棟として、郷土ゆかりの美術・工芸・歴史・考古・民俗資料の展示を行ってきた。また、岡崎地方史研究会の事務局を置くなど、岡崎市の歴史を研究・紹介する場として市民に親しまれてきた。現在は、耐震補強工事未了のまま、不特定多数の市民を受け入れる施設として開館を続けることが困難との判断により、平成22年度より郷土館を閉館している。

郷土館の閉館後、その機能については美術博物館に引き継がれたものの、岡崎市としては岡崎の通史などの常設展示の場がないなどの課題がある。市が有する様々な歴史文化資産を活用して、地域を活性化していきたいと考えており、公会堂及び物産陳列所についても、その具体策について検討する必要がある。また岡崎市は「観光産業都市 岡崎」の創造に向け、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史まちづくり事業に取り組んでいる。今後の活用を考える上では、岡崎市の各種上位計画及び歴史まちづくり事業との整合性を図る必要がある。

なお、陳列所の前には看守人室が建っていることから、陳列所へのアプローチを阻害しており、朝日公園内において活用上効果的な場所への移築を検討する必要がある。建物の背面(南)側は、国道1号の歩道との境界となる擁壁が迫っており、国道からの車の防音及び防塵対策も活用上の課題である。

1-6 計画の概要

(1) 計画区域

岡崎市朝日町3丁目36番地を計画区域とする。公会堂が位置する朝日公園（都市計画公園）と、せきれいホールの敷地を含む。

【凡例】

--- 計画区域

重要文化財（建造物）

それ以外の建造物

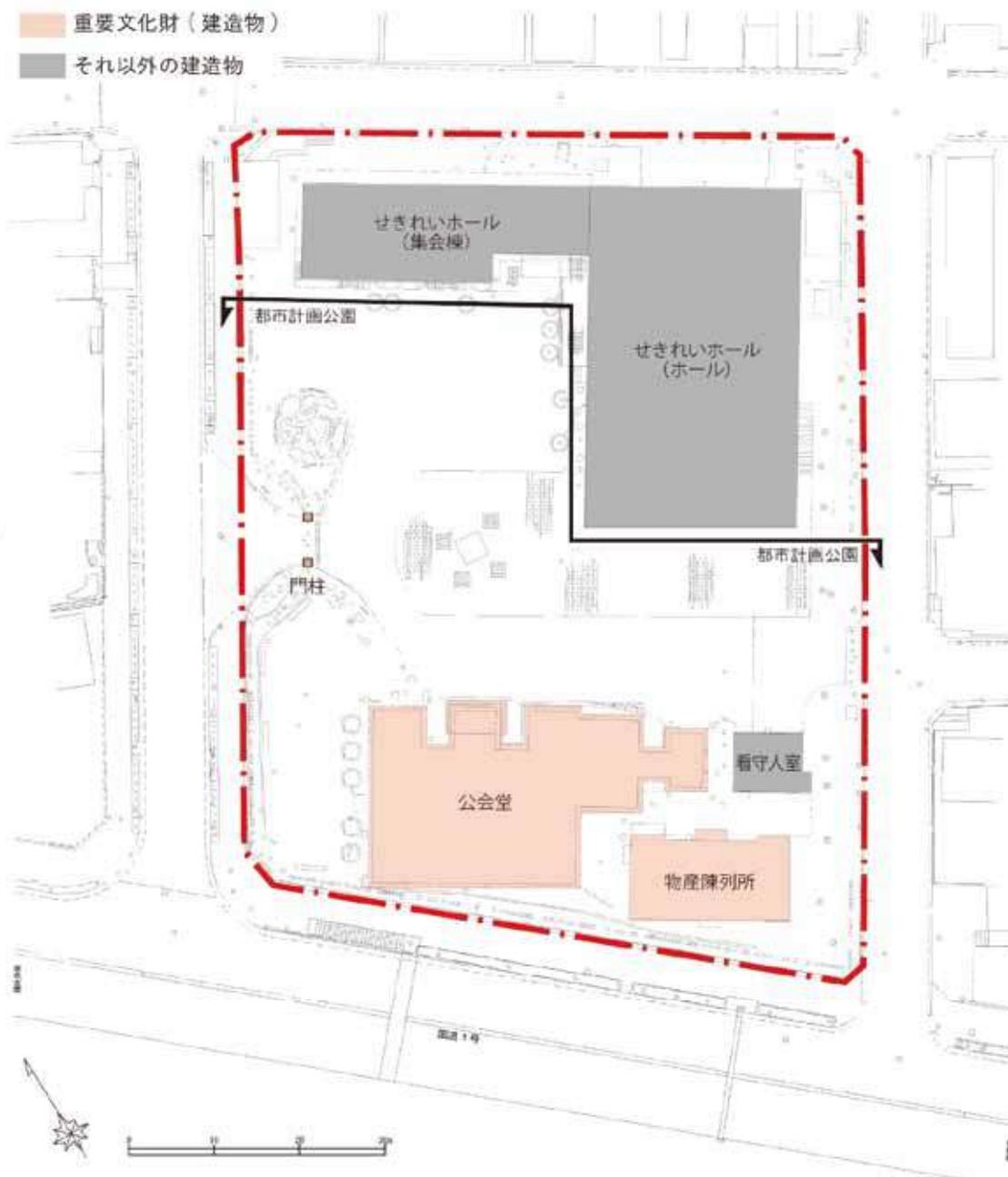


図 1-49 計画区域

(2) 計画の目的

旧額田郡公会堂の文化財的価値を保存し、末永く後世に伝えていくとともに、岡崎市の貴重な財産として今後もより一層有効に活用していくために、重要文化財（建造物）の保護に係る取り組みを、保存管理、環境保全、防災、活用、保護に係る諸手続きに区分し、それぞれの課題と方針、対策を明らかにして、計画としてまとめることを目的とする。

(3) 基本方針

保存活用計画策定後に、耐震補強を伴う保存修理を行う予定である。そこで、旧額田郡公会堂及物産陳列所の文化財的価値を整理した上で、保存修理を踏まえた保存管理計画、環境保全計画、防災計画、活用計画について検討する。なお、保存修理の中で詳細を検討する必要がある復原や防災・活用関係の設備等については、保存修理実施時に具体的な内容を決定する。

(4) 計画の概要

旧額田郡公会堂及物産陳列所の保存管理、安全確保、公開活用等について、その現状と課題、今後の方針と対策を、以下の構成に基づき体系的に示す。

ア 第1章「計画の概要」

旧額田郡公会堂及物産陳列所の文化財としての概要や経緯、修理履歴などの整理を行い、計画の範囲や基本方針を定める。

イ 第2章「保存管理計画」

各建物の保存管理方針を定めるために建物の部材仕様や破損状況、管理状況などをまとめて現状と課題を抽出する。また、各建物各室の仕様調査と写真を撮影して保存の基準立てと方針を策定する。調査結果を基に修理計画の概要を策定する。

ウ 第3章「環境保全計画」

敷地内の重要文化財以外の建物の整理を行い、重要文化財と一体的な保全を図るための方針を策定する。また、敷地内の工作物や樹木の目視調査を行い、今後の管理方法の提案を行う。

エ 第4章「防災計画」

防火、防犯、耐震、耐風等について過去の被害履歴や対策の整理を行うとともに、防災設備についての目視調査を実施し、今後の対策について記載する。また、防火管理については、防火管理対象区域を設定し、予防措置や消火体制などの検討を行う。

オ 第5章「活用計画」

重要文化財としての活用方針を策定し公開計画や必要な設備等の検討を行う。また計画区域となる朝日公園の一体的な活用も視野に入れた活用計画の策定を行う。

カ 第6章「保護に係る諸手続き」

本建物に関する文化財保護法及び法令の整理と必要な届出・許可の手続きについて記載する。上記の計画に盛り込まれた具体的な行為を行う上で、文化財保護法その他関係法令の規定に従い、必要となる諸手続きを明確にする。

第2章 保存管理計画^{注1}

2-1 保存管理の現状

(1) 保存状況（破損状況）

公会堂と陳列所は、全体として外壁塗料が劣化している。いずれも、特に南面と東面の劣化が著しく、木部が露出している箇所がある。屋根は、公会堂の瓦が相対的に傷んでいるが、全体として雨漏りは見られない。門柱と合わせ、個別の破損状況について記す。

ア 公会堂

1) 外部

石積みの基礎は北面と東面で表面的な剥離が生じ、化粧目地部分は全体的に欠失している。便所棟の背面(南面)では角石の一部がずれだしている。中央玄関基壇は向かって右奥の部分が沈下している。原因は入隅近くの堅樋から溢れた雨水と考えられ、軸部も沈下している。建物周囲の雨落延石は南面の乱れが大きく叩きも破損している。

外壁は塗料が劣化し、特に南面と東面では木部が露出している箇所がある。正面玄関上の木製バラストレード（手摺飾り）や半円形の切妻の一部が腐朽している。

屋根は棧瓦葺で、瓦は相対的に古いものが多く、耐用年限に達していると思われる。雨漏りは見られないが、屋根飾りが設けられている段差部分から雨が吹き込んだ跡や谷筋に雨浸み跡が見られる。切妻屋根の蝮羽を覆う鉄板が劣化し錆が出ている。

2) 内部

中央玄関右側の柱が沈下し、周囲の床も沈下して、漆喰壁にも大きな亀裂が生じている。通用玄関内部の腰壁には亀裂が見られ、一部は塗り直されている。各部屋の床板は長年の使用により摩耗している。また、漆喰壁や漆喰天井には亀裂が生じている。特に講堂の演壇上の垂れ壁は中央部が垂下し無数の亀裂が生じている。貴賓室天井の布貼りは劣化して変色している。窓廻りの戸締り金具や遮光装置は欠失している。

なお、講堂の上下可動式の演壇は、当時の機構は残っているが、現在は動作しない。

3) 床下・小屋組

床下は、中央玄関右側が沈下し劣化も顕著である。また床束の浮きや過去の蟻道が散見され、特に講堂の演壇は床下に収納された状態が長く、蟻害を受けている。

小屋トラス組の陸梁のうち、講堂背面側の4本が折れている。端部の斜め梁と連結するボルトにより持ちこたえている状況である。陸梁に吊られた天井も垂下している。

注1 本章では、重要文化財である公会堂及び陳列所、附指定の門柱について記す。



図 2-1 基礎石の剥離、雨落延石の乱れ



図 2-2 外壁塗装の劣化（会堂棟南東隅）



図 2-3 木製バラストレードの腐朽



図 2-4 講堂の演壇上の垂れ壁の亀裂



図 2-5 漆喰天井の亀裂（講堂）



図 2-6 沈下箇所の補強（中央玄関右側）



図 2-7 講堂の演壇



図 2-8 小屋トラス組の折損

イ 物産陳列所

1) 外部

基礎部分は、布基礎から窓下までモルタル仕上げの壁となっており、数か所に亀裂が生じている。外壁は塗料が劣化し、とくに南面と東面では木部が露出している箇所がある。屋根は棧瓦葺で、平成4年（1992）に葺替えられており目立った破損はない。

2) 内部

漆喰仕上げの壁や天井は各所に亀裂が生じている。特に中央の天井立ち上がり部分は顕著で、小屋組の揺れが原因と考えられる。明かり窓や妻面開口部の下方の壁には、侵入した雨水による汚損が見られる。出入り口は吊り下げ式の引き戸に改変されレールの撓み大きい。床は低く転ばし根太床と思われるが、顕著な垂下は見られない。



図 2-9 モルタル仕上げの壁の亀裂



図 2-10 外壁塗装の劣化（東面）



図 2-11 漆喰壁の亀裂



図 2-12 漆喰壁の汚損

ウ 門柱

表面の剥離や汚損、部分的な欠失が見られ、正面側（西方）へ若干傾斜している。頂部の灯具は欠失している。

(2) 管理状況

現在は、岡崎市教育委員会が管理にあっている。耐震面で安全性を確保できず、一般公開はしていない。防犯対策として、郷土館当時の機械警備を継続して実施している。

2-2 保護の方針

計画区域内の各重要文化財建造物（附指定の門柱を含む）について、以下に示す方法により部分及び部位を設定して、保護の方針を定める。

(1) 部分の設定と保護の方針

外観及び各部屋を単位として「部分」を設定し、形式、意匠、技術、その他について保護の方針を定める。本計画では、「保存部分」及び「保全部分」に区分する。

ア 保存部分

文化財としての価値を守るために厳密な保存が要求される部分。壁、柱、床、梁、屋根等の主要構造部及び通常望見できる範囲については、公共の文化財という観点から、原則として保存部分とする。

1) 該当範囲

公会堂		外観、講堂、貴賓室、便所、中央玄関、ポーチ、廊下
物産陳列所		外観、内部
門柱		門柱全体

2) 保護の方針

構造補強や管理・活用のための改変や、外観意匠及び内部空間を阻害するようなものの設置は、必要最小限に留める。保存修理完了後は、その姿の維持を原則とする。保存及び活用上、変更が必要となった場合には検討する。変更を加える場合には、躯体や他の部材への負荷を最小限に抑える。

陳列所の内部は、全体的に当初の状態をよく残しているが、現在の床面は後世の改造によるものと思われる。今後、陳列所は展示や休憩所として利用する予定だが、活用上必要な改変は、主に床面で行うことを検討する。

イ 保全部分

維持及び保全することが要求される部分。厳密な保存を必要とせずかつ全体としての価値を損なわない部分、管理・活用及び補強等のために改変が許される部分を含む。

1) 該当範囲

公会堂		控室1、控室2、控室3、通用玄関、渡廊下
物産陳列所		なし
門柱		なし

2) 保護の方針

公会堂においては、利活用のための設備や什器の設置が必要な控室1、控室2、控室3^{注2}、バリアフリー対策として段差解消機を設置する予定の通用玄関、また新たに設置する予定の便所棟との接続部の改造が今後検討される渡廊下を、保全部分とする。既存部材の保存に最大限考慮しつつ、改造を行う場合は、雰囲気配慮したものとする。保存修理完了後は、その姿の維持を原則とするが、利便性向上のために必要な場合は、設備や内装、什器類を更新する。

注2 今後、控室1は出演者等の控室、控室2は物置、控室3は管理室として使用する予定である。詳しくは第5章「活用計画」を参照。

【凡例】

- 保存部分
- 保全部分

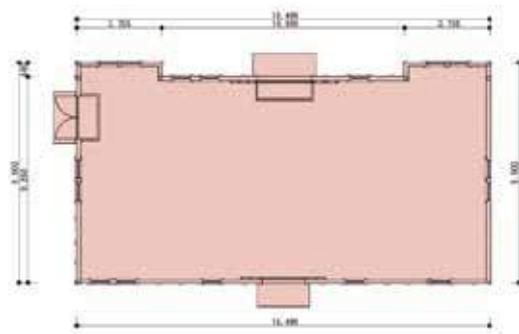


図 2-13 部分の設定

(2) 部位の設定と保護の方針

一連の部材等（主要構造部、壁面、床面、天井面、建具及び建具枠、屋根面等）を単位として「部位」を設定し、保護の方針を定める。本計画では、「保存部位」及び「その他部位」に区分する^{注3}。

ア 保存部位

文化財の価値を構成する主要な部位。

〈材料自体の保存を行う部位〉

- ・ 装飾が施されるなど意匠上の配慮が必要とされる部位（漆喰装飾等）
- ・ 特殊な材料又は仕様である部位（便所・円形手水鉢等）
- ・ 主要な構造を構成する部位（柱・梁等の主要構造部）

〈定期的に材料の取り替えを必要とする部位〉

- ・ 漆喰や瓦、内装材など（材料を取り替える場合、在来の仕様や工法を踏襲）

〈その他〉

詳細な調査が必要な箇所、今後の修理で復原を行う場合や活用に必要な改造等を行う場合に、撤去や更新について慎重に判断されるべき箇所も保存部位とする。

該当箇所	主要構造部（基礎・柱・梁等）、壁面（漆喰塗、腰板張り）、床面（石敷き等）、天井面（漆喰塗、板張、換気口、中心飾り等）、建具及び建具枠（木製建具、窓枠、窓台、カーテンロッド等）、屋根面（瓦葺、鉄板葺等）、その他（円形手水鉢、演壇等）など
詳細な調査・慎重な判断が必要な箇所	床板張（公会堂・陳列所）、便所棟のタイル張（公会堂）、郷土館時代に復原された屋根飾柵（公会堂）、出入口の建具（公会堂の通用玄関内部・陳列所の正背面及び西側の玄関）、クロス張（公会堂貴賓室）など

イ その他部位

後世に設置または付加されたことが明らかな管理・活用のための設備類（空調、給排水、照明、防犯、バリアフリー等）、内装類（カーテン、既製品による床材や天井材等）、また保存のための応急措置（妻壁の鉄板覆い等）などの部位。今後の修理や更新の際には意匠上の配慮を必要とする。

該当箇所	空調設備（冷暖房、換気扇等）、給排水設備（公会堂の便所器具等）、照明設備（蛍光灯、ブラケットライト等 ^{注4} ）、防犯設備（鉄格子、赤外線センサー等）、バリアフリー設備（スロープ等）、収納棚（控室2）、物置（通用玄関西側）、カーテン、新建材による床材や天井材（貴賓室）、鉄板覆い（通用玄関棟の妻壁等）など
------	--

注3 文化庁文化財保護部「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」では、部位の区分を基準1～5としているが、公会堂・物産陳列所・門柱の3棟は、本計画策定後に本格的な保存修理を実施する予定である。そこで、本計画では部位を2つに区分することとし、保存修理後に改めて詳細な区分を行う。なお、同指針においては、「基準1：材料自体の保存を行う部位」、「基準2：材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位」、「基準3：主たる形状及び色彩を保存する部位」、「基準4：意匠上の配慮を必要とする部位」、「基準5：所有者等の自由裁量に委ねられる部位」としているが、本計画における「保存部位」は基準1～3、「その他部位」は基準4～5に相当する。区分の詳細は資料編1「建造物の保護に係る部位の設定」に記す。

注4 ブラケットライトは、いずれも文化財指定以降に、建物の雰囲気に合うものを取り付けたという。



図 2-14 部位の設定

2-3 管理計画

(1) 管理体制

郷土館開館時には、岡崎市の博物館展示業務を担当する部署が管理にあたっていた。郷土館を閉館した平成22年度以降は、岡崎市教育委員会社会教育課が管理しており、保存修理が完了するまでの当面は、現在の管理体制を継続する。今後の管理方法については、指定管理者制度の活用も視野に入れ、保存修理後に改めて検討する。

保存管理に困難が生じた場合は、愛知県教育委員会生涯学習課を通じて文化庁へ協議・指導を仰ぎ、必要に応じて許認可申請を行い、適切な保存管理を行う。専門的な知見を必要とする場合は、有識者からの意見を聴取するなどし、良好な維持管理に努める。

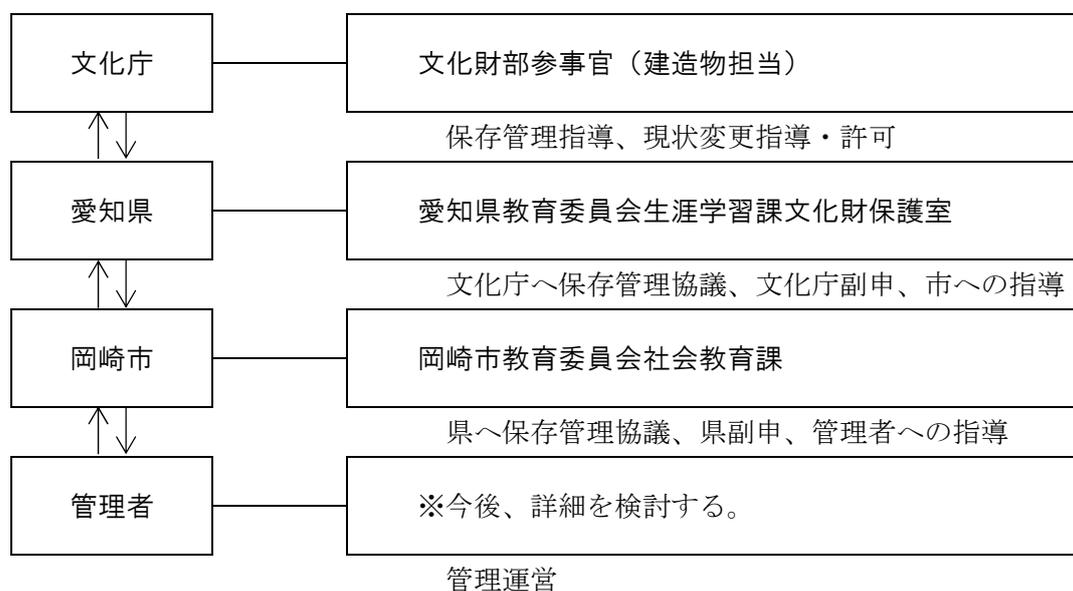


図 2-15 保存修理後の管理体制（予定）

(2) 管理方法

各建造物の保存環境を良好に維持するために必要な事項について、下記に記す。

ア 保存環境の管理

1) 清掃、整頓に関する事項

- ・床や壁など、建物内部の清掃。
- ・木部の清掃は箒や乾拭きで行い、必要に応じて固く絞った雑巾などを用いる。
- ・化学雑巾や薬品は基本的に使用しない。
- ・枝払いや落葉の清掃など、建物外部の清掃。

2) 日照・通風の確保に関する事項

- ・公開時には適宜建具の開閉を行ない、通風を確保する。強風時には開閉しない。
- ・周辺樹木の剪定により、日照・通風を確保する。

3) 蟻害・虫害・腐朽防止に関する事項

- ・基礎や付土台・下見板・窓飾り・玄関ポーチ廻り等は集中的に点検する。
- ・蟻害・虫害・腐朽箇所は早期に発見し、必要に応じて防蟻・防虫処理を行う。
- ・大雨の際には特に排水状況をよく確認する。
- ・雨掛かりとなるようなものを整頓する。

4) 風水雪害その他に関する事項

- ・台風や大雨、暴風などの警報発令時には、可能な応急措置を施す。
- ・「岡崎市水害対応ガイドブック」(岡崎市市長公室防災危機管理課・平成 25 年発行)などを参照して、緊急時のマニュアルを作成する。
- ・建造物の基礎の破損に繋がるため、建造物付近には植樹しない。

イ 建造物の維持管理

建造物の維持管理における小規模な修繕や日常の点検など、日々の管理のための行為の内容について、以下の区分別に記す。以下に記すもののうち、小規模な修繕や、「2-2 保護の方針」の部位の設定において「その他部位」としたものの修理については「軽微な修繕」とし、文化財保護法第33条に規定される「き損届」及び同法第43条の2による「修理届」の提出は基本的に必要ないものとする。判断が困難なものについては、愛知県教育委員会を通して文化庁と協議する。

表 2-1 建造物の維持管理

		点検項目	軽微な修繕・その他の対策
外部	外構 基礎 床下	<ul style="list-style-type: none"> 基礎、石段、延石等のクラック、ずれ、ゆるみ、不陸、割損、汚損、目地の劣化等 虫害や腐朽 	<ul style="list-style-type: none"> 目地の補修 石部の苔や汚れの除去 防蟻処理や堆積物の除去 (蟻道や落葉の堆積を確認した場合)
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> 付土台、付柱、下見板、窓台、漆喰壁 バラストレード等の腐朽、割損、弛緩、剥落、脱落等 	<ul style="list-style-type: none"> 下見板の補修 塗装の部分補修 (在来同様の塗料) 立入禁止措置 (落下しそうなものを確認した場合)
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 瓦の乱れや割損 飾柵の劣化 雨染み (小屋裏から) 	<ul style="list-style-type: none"> 棧瓦葺の屋根ズレ直し 銅板葺の部分補修 (同等品・同色) 取付き部のコーキング処理 立入禁止措置 (落下しそうなものを確認した場合)
内部	床	<ul style="list-style-type: none"> 板張り、畳等の摩耗、傷、ささくれ、浮き 土間叩きの劣化 	<ul style="list-style-type: none"> 雑巾やモップでの乾拭き、ワックス掛け、埃の除去等の清掃 重量物の持込み制限 家具等の設置や移動に伴う床面への衝撃の回避 畳の天日干し、裏返し、表替えなどのメンテナンス
	壁 天井	<ul style="list-style-type: none"> 漆喰塗や人造石研出し仕上げの割損、剥落、汚損、垂下等 腰板張りの脱落、劣化 紙貼りの剥落、劣化 雨漏りなどによる湿潤箇所 	<ul style="list-style-type: none"> 亀裂や汚損している漆喰塗の応急的な補修 塗装の部分補修 (在来同様の塗料) 立入禁止措置 (崩落しそうな箇所を確認した場合)
	建具	<ul style="list-style-type: none"> 建具の建付 額縁の劣化、脱落等 ガラスの割れ 金具類のサビ・弛緩 敷鴨居の摩耗・腐朽 	<ul style="list-style-type: none"> 建付調整 蝶番、軸摺り、吊金具などへの施油 ドアハンドル、錠などの締直し 塗装の部分補修 (在来同様の塗料) 割損したガラスの交換 強風時の建具の固定 敷居に入った砂や小石の除去

2-4 修理計画

(1) 当面必要な維持修理等の措置

本格的な保存修理が行われるまでの当面の間は、前項に示した修繕のうち、雨漏りや軸部の破損の進行を防止するものなど、応急的な修理に留める。

(2) 今後の保存修理計画

「2-1 (1) 保存状況（破損状況）」に示した通り、各部で破損が進行し根本的な保存修理の実施が必要な時期にきていることから、保存活用計画策定後、耐震補強を伴う保存修理を実施する。文化財指定後、初めての本格的な保存修理であり、修理の方針、内容については、保存活用計画策定後に実施予定の「修理工事基本計画業務」において検討する。

なお、前述の通り、公会堂の講堂及び貴賓室など、当初の状態から改造が加えられている箇所がある。また外壁塗装は、平成11年度に行われた外装改修工事（ペンキ塗替）において、これまでの塗装の分析調査なども行われたが、当初の色味は分からなかった。保存修理においては、部分的な解体調査や史料調査等を基に、色味を含めて文化財的価値向上のための復原についても検討する。

また、公会堂講堂の上下可動式の演壇は、主な機構は存置されているが、現在は劣化等により下がったままの状態となっている。上下に可動できるよう機能の復原を目指すこととするが、機能復原が難しい場合は機構を保存するなど、詳細については今後の保存修理において決定する。

第3章 環境保全計画

3-1 環境保全の現状と課題

計画区域全体を対象として、重要文化財（建造物）と周囲の環境（重要文化財（建造物）以外の建造物を含む）の一体的な保全を図る。ここでは、その現状と課題を記す。

計画区域は、南側の朝日公園と北側のせきれいホール敷地に大きく二分される。朝日公園に建つ公会堂や陳列所の背面（南）側は、敷地境の擁壁が近接し、その下方は国道1号の歩道となっている。

朝日公園は都市計画公園で、南半分は公会堂や陳列所、看守人室、また石垣などの工作物や樹木等がよく残り、歴史的な雰囲気や景観を留めている。ただし、重要文化財の周囲に植えられた樹木は大きく成長し、根や枯葉が建物の保存に影響を与える懸念があり、適切な剪定管理が必要である。また、陳列所の前面には看守人室が建ち、外観やアプローチを阻害している。看守人室は、公会堂や陳列所と同時期に建てられた貴重な建造物であるので、重要文化財2棟の保存環境や景観を考慮し、朝日公園内の効果的な場所への移築を含めた保存方法を検討する必要がある。また敷地西側に附指定の門柱がある。この門柱の存在感を増すような周囲の整備についても検討する必要がある。その他、朝日公園の敷地内には、鬼瓦の展示台や出土資料の保管水槽など、郷土館時代のもものが散乱しており、敷地一体を良好に保全していくためにも、その扱いを整理する必要がある。

なお、せきれいホール周囲の敷地は、都市計画公園の区域外で、現在は文化振興課が管理している。朝日公園の一部がせきれいホール利用者の駐車スペースとして実質的に利用されており、整理が必要である。

3-2 環境保全の基本方針

重要文化財の保存環境の確保や外観意匠の望見のため敷地を整備するとともに、門柱や石垣、記念碑など貴重な工作物を保全して、歴史を体感できる敷地環境の形成に努める。また市民や観光客等が文化的な交流を図る場所としてふさわしい空間となるよう、敷地全体の環境や景観の改善を図る。

3-3 区域の区分と保全方針

本計画では、重要文化財2棟を含む計画区域内の南側（朝日公園）を「保全区域」、せきれいホールを含む計画区域内の北側を「その他の区域」とする。

ア 保全区域

重要文化財2棟を含む計画区域内の南側の朝日公園全域とし、景観や環境を保全する。この区域内では、建造物等の新築・増改築及び土地の形質の変更は、原則として当該文化財建造物の管理・防災・活用上必要な場合に限る。ただし、朝日公園の維持管理上必要な場合は、建造物の保存環境や敷地の景観に配慮した上で、この限りではない。詳細については、第5章「活用計画」も合わせて参照のこと。

新築行為	原則として、防災・管理上必要な施設や活用上必要な便所棟以外は新築しない。新築する場合には、敷地の景観に配慮する。
曳家	活用計画に合わせ、陳列所及び看守人室の曳家を検討する。
工作物等	石垣及び臥雲辰致記念碑を保全する。公会堂北西側の灯籠は、看守人室の曳家に合わせて移設も検討する。木村資生博士銅像及び鬼瓦は、移設を検討する。
舗装	陳列所及び看守人室を曳家する場合、建物周辺を舗装整備する。また、敷地中央部をオープンスペースとして利用できるよう舗装を変更する。
車寄せ	重要文化財2棟を見渡すことができるよう、敷地内への一般車両の乗り入れを禁止する。ただし、せきれいホール前面に高齢者・身障者用の車寄せを設ける。

イ その他の区域

計画区域内の北側のせきれいホールを含む区域。歴史的環境に配慮する。

【凡例】

--- 計画区域

■ 保全区域

景観や環境を保全する区域（都市計画公園の区域内）。建造物等の新築・増改築及び土地の形質の変更は、当該文化財建造物の管理・防災・活用上必要な場合に限る。ただし、朝日公園の維持管理上必要な場合は、この限りではない。

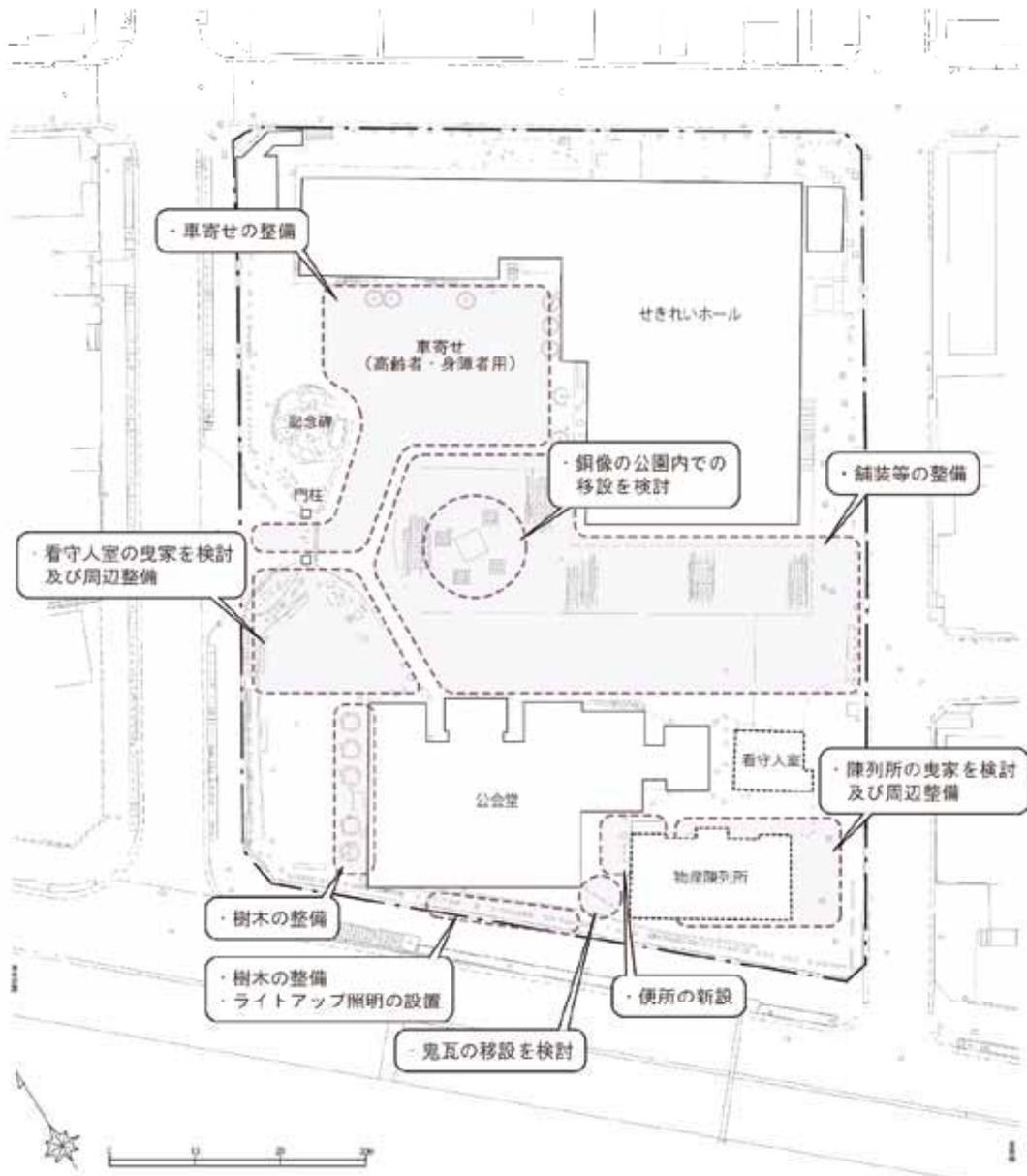
■ その他の区域

せきれいホールを含む区域（都市計画公園の区域外）。歴史的環境に配慮する。



※本図版は現状を基に作成。修理及び整備後に内容を更新する。

図 3-1 区域の区分



寺本図版は現状を基に作成。修繕及び整備後に内容を更新する。

図 3-2 敷地の整備方針

3-4 建造物の区分と保全方針

計画区域内には、重要文化財の公会堂と陳列所、附指定の門柱以外に、看守人室とせきれいホールがある。看守人室は未指定ではあるが、公会堂や陳列所と同年代に建てられた貴重な建物であり、今後は敷地全体の窓口や物置などとしての活用を想定しているため、保全建造物とする。昭和36年（1961）建設のせきれいホールは、大正2年（1913）に建てられた公会堂と合わせ、公会堂建築の歴史的展開を知ることのできる建物である。ただし、文化振興課が管理する建物であり、建造物の区分は行わないこととし、改修等の方法は、文化振興課等と調整する。

ア 保全建造物

敷地の景観や環境を構成する要素として保全を図る。

対象	看守人室
曳家	活用計画を踏まえ、敷地西側への曳家を検討する。
指定等	現在は未指定だが、国の登録文化財、市指定文化財、景観重要建造物等の枠組みにより保存していくことを検討する。

イ 看守人室の保全方針

看守人室は、公会堂や陳列所と同じく破損が進んでいる。外部では、布基礎に数カ所の亀裂が見られ、外壁塗料が劣化し木部が露出している箇所がある。屋根は棧瓦葺で、瓦は古いものが多く、全体的に乱れが生じている。内部は、大きな破損は見られないが、漆喰仕上げの壁が剥落している箇所がある。一部の部屋では、建具が欠失している。

今後、重要文化財に準じて扱い、原則的に規模・形態・材料・意匠・色彩を保全する。ただし、管理や活用上、内部の改造が必要な場合、外観と主要構造部の保全に努める。



図 3-3 外壁塗装の劣化



図 3-4 屋根の乱れ（南面）



図 3-5 建具の欠失

3-5 周辺樹木の管理

文化財及び臥雲辰致記念碑などの景観構成要素に隣接する樹木は、倒木等により被害を及ぼすことのないよう、管理に努める。樹木の健全な育成、景観の保持、枯枝の処理等のため、定期的に剪定を行う。巡回点検、あるいは必要に応じて樹木診断を行い、支持材設置、枝払い、伐採等の対策を施す。台風等の災害発生時又はその他事故の未然防止のため、立入禁止措置や倒木の除去等については臨機応変に対応する。



図 3-6 建造物の区分

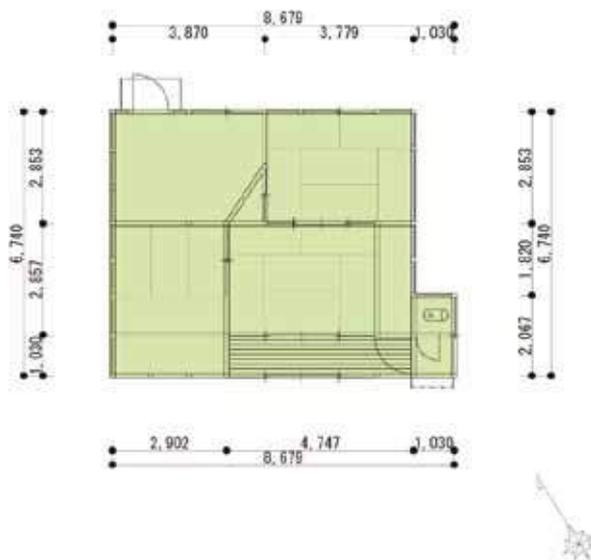


図 3-7 看守人室平面図

第4章 防災計画

4-1 防火・防犯対策

(1) 火災時の安全性に係る課題

ア 当該文化財の燃焼特性

公会堂・陳列所ともに木造であり、燃焼性が高い。門柱は石造であり、燃焼性は低い。

イ 延焼の危険性

看守人室は木造であり、燃焼性が高い。せきれいホールはRC造であり、燃焼性は低い。

周辺環境を見れば、計画区域は住宅地に位置しており、周辺一帯には木造家屋が建ち並んでいる。

ウ 防火管理の現状と利用状況に係る課題

現在は岡崎市教育委員会が管理にあっている。郷土館開館時には「岡崎市郷土館消防計画」に基づき管理されていた。平成22年の閉館時に防火管理者が解任されている。

(2) 防火管理計画

ア 防火管理者

公会堂及び陳列所は、消防法施行令別表第1の(17)項に規定される防火対象物である。公会堂は延床面積500㎡以上であり、今後の活用において収容人員が50人以上となることから、甲種防火管理者を選任する必要がある。今後、管理者の選定とともに防火管理者を選任し、消防計画を作成した上で防火管理に努める。

イ 防火管理区域の設定

防火管理の対象区域（以下、「防火管理区域」という。）は、計画区域全域とする。重要文化財の2棟との近接距離が20m以下で延焼の恐れのある看守人室は、現状では「第1次近接建造物」とする。

ウ 防火環境の把握

岡崎市火災予防条例第26条の2の規定により、朝日公園及びせきれいホール敷地を含む計画区域及び区域内の建物内での喫煙やたき火、裸火の使用は禁止されている。ただし、せきれいホール内においては、消防の許可を得た上で火気使用を認めており、建物の一角に喫煙スペースも設けている。

なお、敷地の西側約100mの位置に岡崎市消防本部が位置している。

【凡例】

- 防火管理区域（計画区域）
- 重要文化財（建造物）
- 第1次近接建造物



※本図版は現状を基に作成。修理及び整備後に内容を更新する。

図 4-1 防火管理区域



図 4-2 周辺図

エ 予防措置

防火管理区域内における火災の発生を未然に防ぐために以下に留意して必要な予防措置について定める。所有者等の権限の及ばない土地の範囲については、関係者と協議の上、可能な措置を講じることに努める。

1) 火気等の管理

指定場所以外での喫煙や火気の使用は行わない。火気設備器具の設置や変更、催物の開催及びその会場で火気を使用する場合には、その都度関係者の許可を受ける。

2) 可燃物の管理

危険物の管理を徹底し、可燃物の除去や整理に努める。危険物の貯蔵、取扱い、種類、数量等を変更するときは関係者の許可を受ける。

3) 警備

今後、管理者と協議の上、巡回計画、施錠管理、夜間照明、防犯カメラの設置、機械警備での対応などについて検討する。

4) 安全対策

各所に消防用設備等の設置及び屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図を作成し、見やすい場所に掲出する。避難口、避難通路などは、避難の障害となる設備や物品を設置せず、避難経路を確保する。床面は避難の妨げにならないよう整頓に努める。また、岡崎市火災予防条例に基づき、収容人員の管理を徹底し、安全確保に努める。

オ 消火体制

消防機関の指導のもと、管理者と協議して初期消火体制と消火訓練計画を定め、文化財防火デーを含め、年1回以上消火訓練を実施する。実施に際しては、下記に留意する。

1) 任務分担

消防計画の中で消火体制を定め、通報、初期消火、避難誘導、搬出、救護等を行う。

2) 訓練実施計画

火災総合訓練（消火、通報、避難誘導、安全防護、応急救護等）、地震総合訓練、部分訓練（消火、通報、避難誘導、安全防護、応急救護等についての個々の訓練）等、定期的かつ実践的な訓練を実施する。防火管理者は訓練結果を記録するとともに講評し、必要に応じて消防計画の内容を見直す。

(3) 防犯計画

郷土館開館時及び閉館後において、人為的なき損や放火といった事故は確認できないが、所蔵資料の盗難事故があった。現在は赤外線センサーを各所に配置して機械警備を継続している。今後、所有者は管理者と協議して具体的な防犯計画を定める。

(4) 防災設備計画（防火・防犯設備）

ア 設置状況

1) 火災警報設備^{注1}

自動火災報知設備、漏電火災警報器を設置している。自動火災報知設備の感知器は、スポット型の熱感知器(定温式及び差動式)及び煙感知器(光電式)を使用している。

2) 消火設備

消火器を設置している。消火栓などは未設置である。

3) その他の設備

防犯設備として、各所に赤外線センサーを、避難設備として、各所に誘導灯をそれぞれ設置している。避雷設備は未設置である。なお、せきれいホールには、屋内に消火器及び屋内消火栓を設置しているが、計画区域には屋外消火栓等は設置していない。

イ 今後の設備整備計画

消防法施行令別表第1の(17)項に規定される防火対象物であり、消火器及び自動火災報知設備は設置済みである。今後の活用内容によっては、他の防災設備が必要になる場合も考えられ、消防協議の上、保存修理時に必要な設備を設置する。

ウ 保守管理計画

消防法により定められた作動点検、外観点検、機能点検、総合点検などの定期点検を実施する。同法に定めていない防災設備についても、同法に準じた点検を実施する。点検の結果、不良が発覚した場合、速やかに機能の回復を図る。点検、修理、更新について記録の作成、整備、保管に努めるとともに、防災設備の現況について日頃から教育委員会、消防本部等の理解を得て、緊急時の対応が速やかにできるように努める。

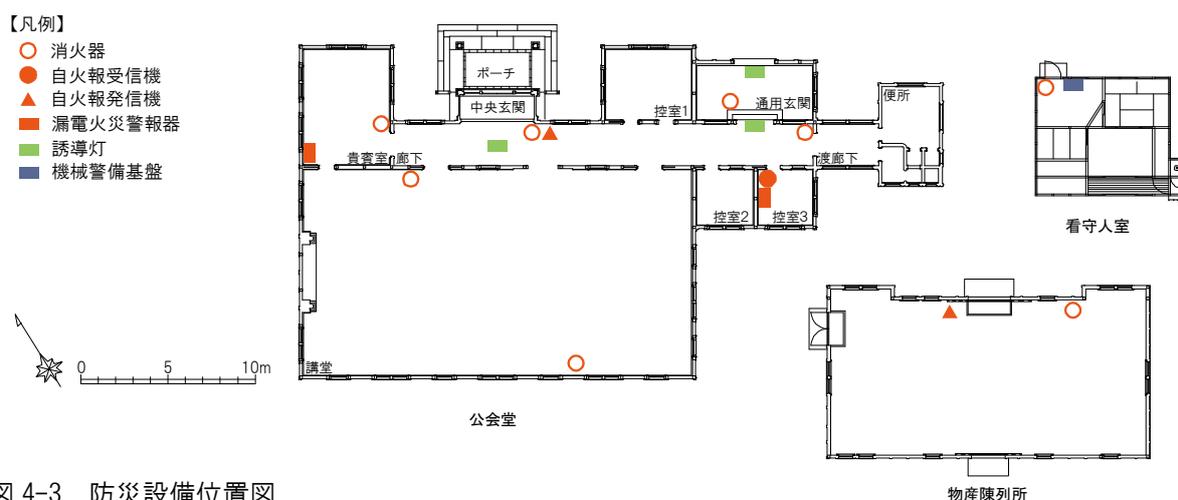


図 4-3 防災設備位置図

注1 平成10年度の改修工事概算業務において、現況調査が行われている。詳細は『岡崎市郷土館建物調査報告書』（平成10年、中京建築総合設計）を参照。

4-2 耐震対策

(1) 耐震診断及び耐震補強

ア 平成17年度耐震診断

郷土館時代に、公会堂・陳列所・看守人室の3棟について耐震診断（社団法人日本建築構造技術者協会関西支部及び株式会社小幡建築設計事務所）を実施した。限界耐力計算による診断の結果、公会堂及び陳列所は、極めて稀に発生する地震（大地震）時に、倒壊する危険性があると判明し、安全性を確保できないため郷土館を閉館した。

表 4-1 地震時の建物の変形量（層間変形角）

	中地震時 ^{注2}		大地震時 ^{注3}	
	X方向	Y方向	X方向	Y方向
公会堂 本館	1/120 以上	1/120 以上	1/15 以上	1/15 以上
公会堂 便所	1/40 程度	1/120 以上	1/15 以上	1/15
物産陳列所	1/60 以上	1/60 以上	1/15 以上	1/15 以上
看守人室	1/120 以下	1/120 以下	1/30 以下	1/30 以下

※1/15 これ以上は倒壊に対する安全性を確保できない。

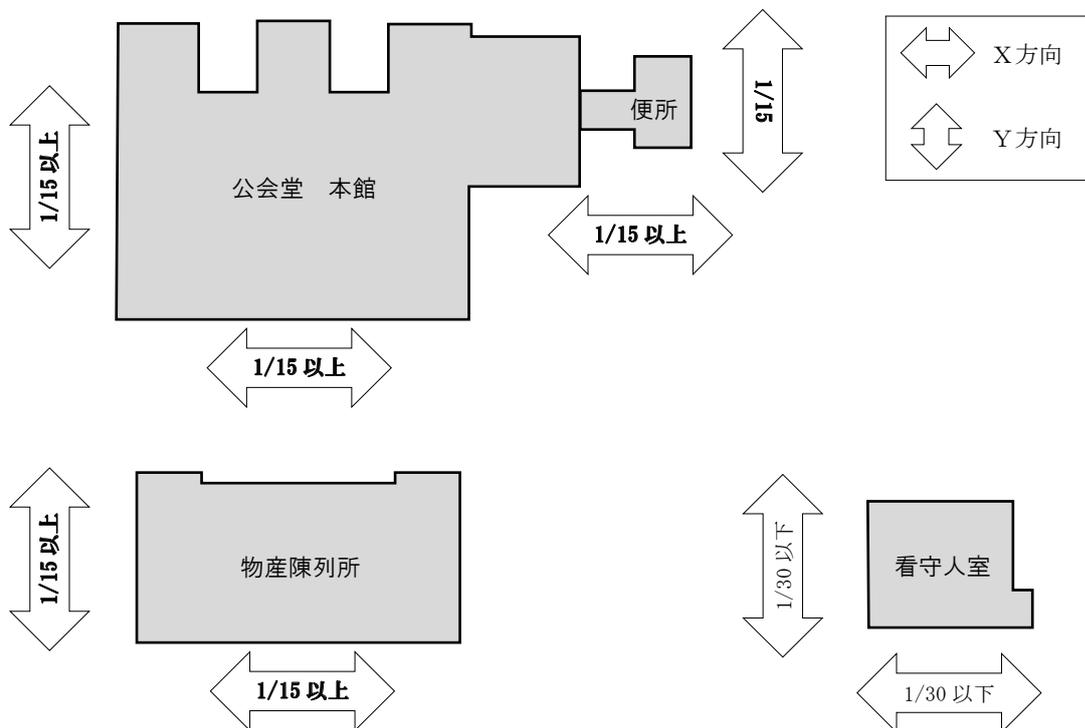


図 4-4 大地震時の建物の変形量

注2 稀に発生する地震（中地震）⇨震度5程度の揺れ

注3 極めて稀に発生する地震（大地震）⇨震度6強～7程度の揺れ

イ 耐震補強方針

今後の保存修理に合わせて耐震補強を実施する。建物本体の耐震性能の目標は、文化庁「重要文化財（建造物）耐震基礎診断実施要領」（平成24年改正）における「安全確保水準」^{注4}とし、大地震時においても倒壊せず、人命の安全確保が図られるものとする。補強方法については、意匠や部材の保存など、文化財的価値に与える影響を可能な限り小さくする工法を選択するとともに、内部空間の利用を妨げないよう配慮する。

ウ 耐震補強に向けた課題

平成17年度の耐震診断時には、主に土壁パネル、筋交い、仕口ダンパーなどを用いた補強案が提示された。公会堂の補強案は、壁内での補強が主なもので、意匠や利便性に大きな影響を及ぼさないものであったが、一方の陳列所では、室内に大きな補強壁を新設する案が示された。この補強案は、郷土館時代の収蔵庫棟としての利用を前提としたものであったと思われるが、今後の活用方法によっては室内の補強壁が制約となる可能性があるため、他の補強案を検討したい。また、平成17年度に行われた耐震診断及び補強案の提案から、既に10年以上が経過している。文化財建造物における補強事例の蓄積に伴い、その技術はますます進歩を見せている。

そこで、保存修理における調査によって得られた知見を加え、耐震補強案の見直しを行う。実施にあたっては、平成17年度の診断に加え、下記の点についても十分留意したものとする。

- ・鉛直構面の補強案の検討
- ・小屋束部材の健全性の確認（トラスの解析と補強）
- ・小屋内水平構面及び基礎の地震時安全性の確認と補強方法
- ・非構造部材の地震時安全性の確認と補強方法
- ・劣化部の補修（腐朽部分等の健全化）

(2) 地震時の対処方針

火災総合訓練などと合わせ、地震を想定した定期的かつ実践的な訓練を実施する。

また、地震が発生した際には、被災者の救助を優先し、在館者の安全を確保する。電源や燃料を遮断し、屋外への飛び出し禁止などの措置をとる。在館者の避難後は、立入り制限等の然るべき措置をとる。また日常より什器等の転倒防止、火気の管理に努める。文化財建造物に対しては、その部材の保護に努める。建物の変形や破損に対しては、支持材の補加、危険部分の撤去格納などを行う。

注4 詳細は、文化庁「重要文化財（建造物）耐震基礎診断実施要領」（平成24年改正）のP.4～5「第2章 必要耐震性能の設定」を参照。

4-3 その他の災害対策^{注5}

(1) 風水害対策

ア 被害の想定^{注6}

昭和34年（1959）9月に発生した伊勢湾台風により、市内でも1000戸近い家屋が全壊するなど、これまでも風水害が発生している。

近年においては、平成12年に発生した「東海豪雨」と「平成20年8月末豪雨」により、市内の家屋の全壊が数戸発生するなど、甚大な被害が生じている。計画区域内の浸水は免れたが、今後、100年に1回程度発生する確率の大雨によって乙川が増水し、堤防が決壊するなどした場合、計画区域の南側においては1階床上から1階軒下程度の浸水が想定されている。

風に関しては、昭和28年の台風13号において、風速20～30m/秒の暴風が市内で記録されている。気象庁によれば、平成21年10月8日に最大瞬間風速29.7mを記録している^{注7}。

イ 今後の対処方針

事故を未然に防ぐため、敷地の排水対策の実施を検討する。

大風で屋根瓦の飛散などが予想される場合は、建物周辺を立入り禁止にするなどの措置を取る。また、台風等の災害発生時及びその他事故の未然防止のため、必要と認められるときは、保安施設の設置、倒木の除去、簡易な整地などの臨機の措置を取る。

なお、せきれいホールは風水害時の避難所に指定されている。

(2) その他の災害対策

計画区域は、土砂災害警戒区域外であり、急傾斜地の崩壊や土石流、地すべりの危険は少ない。また、岡崎市内では、雪害などの記録も見られず、特別な対策は講じていない。今後、必要と認められるときには対策を講じる。

注5 「岡崎市防災ガイドブック」、「岡崎市水害対応ガイドブック」、「岡崎市土砂災害ハザードマップ」等を参照。

注6 「岡崎市防災ガイドブック」に記載された過去の主な風水害の記録を参照。

注7 気象庁HP「過去の気象データ検索」を参照。

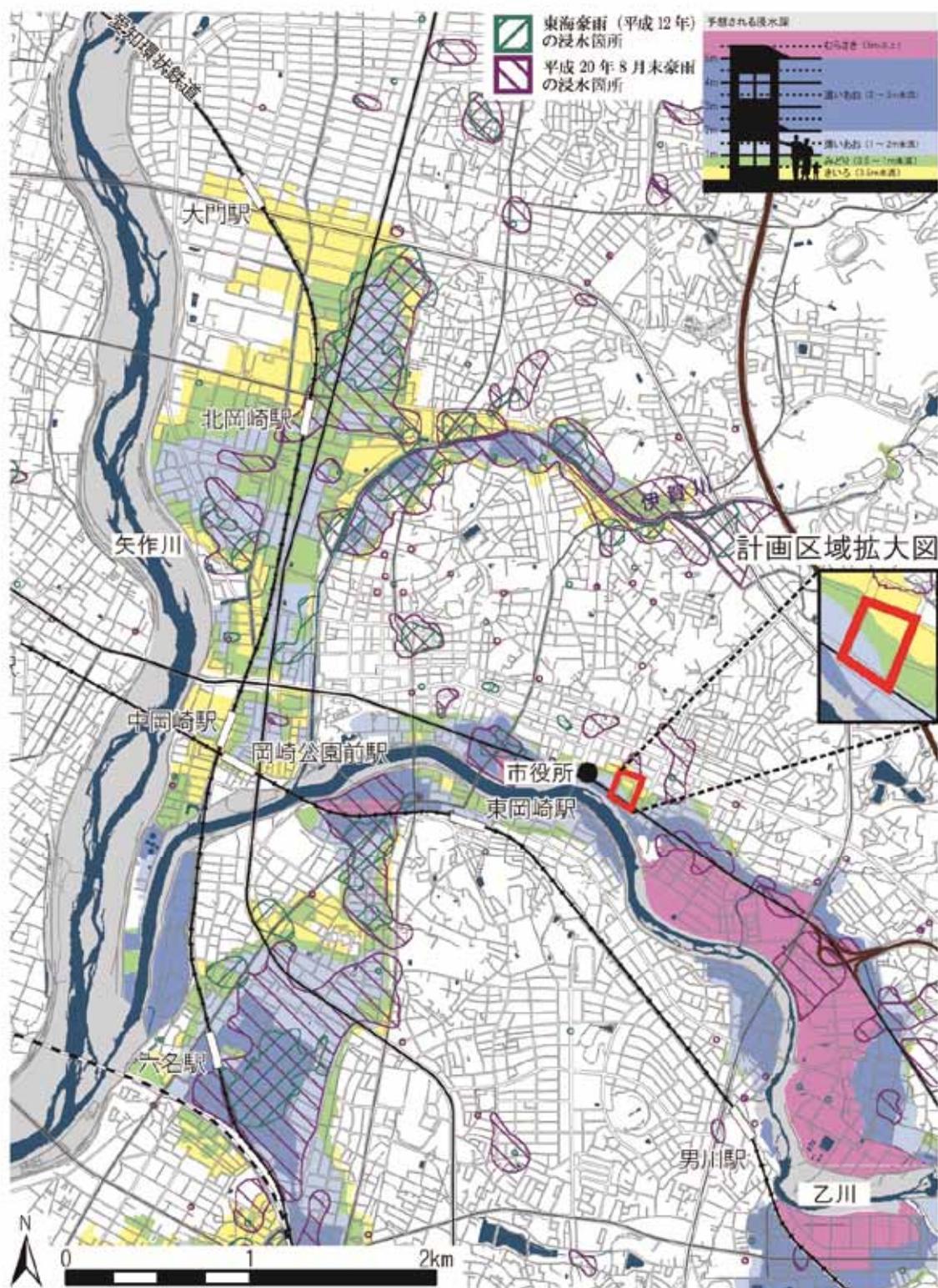


図 4-5 想定される浸水被害 出典：「岡崎市水害対応ガイドブック」（一部修正）

第5章 活用計画

5-1 公開活用の基本方針

今後の活用において、本来の機能や用途を維持することは、文化財の価値を後世に伝えるためにも重要である。建設当初において、公会堂は「人が集まる場所」、陳列所は「ものと情報を集め、魅力を発信する場所」という性格を有していたことを踏まえ、今後の公開活用の基本方針は、「地域の文化や産業を支えた建物本来の意義や、歴史的空間を尊重する」、また「市民の多様な活動を支える場として敷地全体の活用を図る」とする。具体的には、「文化的交流の場として再興」と「歴史文化を伝える場としての再生」という2つのテーマを設定し、人々が集い賑わいある空間の創出と岡崎市の豊かな歴史文化の情報発信を図る。

■当初の建物の機能や用途

公会堂：「人が集まる場所」

市民が文化的な営みを積み重ね、文化を醸成する場所。市施行記念行事や学芸大会、洋楽大演奏会など多様な催しが行われ、和装や洋装、様々な身なりで交流を楽しんだ。

陳列所：「ものと情報を集め、魅力を発信する場所」

地方産出の商品・工芸品等を陳列し、魅力を発信することにより、産産の振興を図った。

■今後の活用の基本方針

- ・地域の文化や産業を支えた建物本来の意義や、歴史的空間を尊重する。
- ・市民の多様な活動を支える場として敷地全体の活用を図る。

テーマ①

文化的交流の場として再興

公会堂

- ①集会機能
演奏会や講演会、式典などを行う。

陳列所

- ②休憩所
利用者（市民・観光客等）の交流を図る。

広場

- ③交流広場
屋外で演奏会や展示などを行う。

テーマ②

歴史文化を伝える場として再生

公会堂・陳列所

- ①建物の公開
歴史的空間そのものを味わってもらう。

陳列所

- ②展示
市の歴史・文化・偉人等を紹介する。

図 5-1 公開活用の基本方針

5-2 公開基本計画

「歴史文化を伝える場として再生」するにあたり、公会堂及び陳列所そのものの歴史的空間を味わってもらえるよう、2棟の公開に努める。外観は、重要文化財2棟を望見し、その異なる意匠を比較できるよう、周辺を良好な状態に維持する。内部は、重要文化財である建物そのものを味わってもらうため、管理や活用に必要なバックヤード等以外について、可能な範囲で公開する。建物そのものの意匠を阻害するものはできる限り設置しないようにし、整理整頓に努める。公開時間等については、管理者選定後、協議の上で決定する。

(1) 建物の公開

ア 公会堂

外観を良好な状態で望見できるよう、車両を整理する。内部は、講堂と貴賓室、便所など、見所となる部屋を公開する。元々控室として利用されていた3室は、管理や活用のためのバックヤードとして使用する。公会堂の貴賓室は、当初の家具の再現展示を検討する。

イ 陳列所

外観を良好な状態で望見できるよう、車両を整理する。また看守人室を曳家し、前面スペースを確保するとともに、管理・活用上の必要に応じて陳列所を曳家することも検討する。内部は元々の一室空間を活かし、全面的に公開する。

ウ 看守人室

今後の活用を考慮して、西側に曳家した上で周辺を整備することを検討する。敷地全体の窓口や物置等、バックヤードとしての利用を想定していることから、内部は基本的に非公開とする。

エ 保存修理工事中の公開

文化財の価値とその保存についての理解を広めるため、修理現場の公開を検討する。

(2) 関連史料等の公開

陳列所での展示において、附指定の棟札や重要文化財指定の経緯、建物の沿革や見どころ、修理過程の記録など、関連資料の公開を検討する。

5-3 建築活用計画

(1) 活用における主な機能

ア 集会機能（公会堂）

- ・かつての公会堂のように、文化的交流の場として人々が集い賑わいある空間となるよう、集会機能の復活を検討する。講堂において、演奏会や講演会、市の様々な式典、結婚式、地域活動の発表等、市民及び観光客を対象とした催しを実施する。
- ・ケータリングなどを使用し、飲食ができるような利用を目指す。
- ・テーブルや椅子などの什器類については、運用面や意匠性などに配慮し、歴史的な雰囲気にあった可動式のを想定するが、詳細については、具体的な活用内容と連動して検討する。また、数脚保存されている当初のベンチの保存活用に努める。テーブルや椅子の配置は、岡崎市火災予防条例を確認しながら計画する。
- ・催し実施時の収容人員は、200人程度までを想定する^{注1}。実施に際しては、所轄消防機関の指導を仰ぐ。
- ・什器類の収納は、具体的な活用内容を踏まえた上で、今後十分に検討する。
- ・控室1は、各種研究会の役員会や委員会で利用するとともに、出演者用控室として利用する。また貴賓室を控室とすることも想定する。
- ・重要文化財という特別感のある空間を活かし、市内のホールと差別化する。



図5-2 当初のベンチ

イ 展示（陳列所）

- ・地域のものや情報を集め、その魅力を発信していた本来の役割を踏まえ、陳列所では、岡崎市の歴史や文化、郷土の偉人等を紹介する。「文化財巡りの拠点」として情報を発信し、市内に広く点在する文化財を巡ってもらえるよう工夫をする。
- ・工芸品の実演や、発掘調査の情報発信（速報展）のスペースも検討する。ただし、上記に加え、十分な展示環境の確保が難しいため、展示内容に配慮する。

ウ 休憩所（陳列所）

- ・公会堂やせきれいホールを利用する市民や、東海道散策に訪れた観光客等が休息できるよう、陳列所の一面に休憩所を設ける。市民や観光客等が交流できるような工夫を検討する。

エ 管理（公会堂）

- ・公会堂内に、施設運営のための事務スペースや什器類の保管室を設ける。

注1 「岡崎市火災予防条例」の避難管理等の項目に合わせて椅子を配置し算定した場合。今後、活用内容の具体的な検討とともに決定する。

(2) 動線計画

公会堂及び陳列所ともに、館内は自由動線とする。公会堂の出入口は、一般公開時には通用玄関を利用し、イベント開催時には中央玄関を開放する。また、バリアフリー動線として設置する段差解消機は、新築する便所棟への設置と合わせて検討する。（「(3) 活用に係る設備等の整備計画」にて後述）

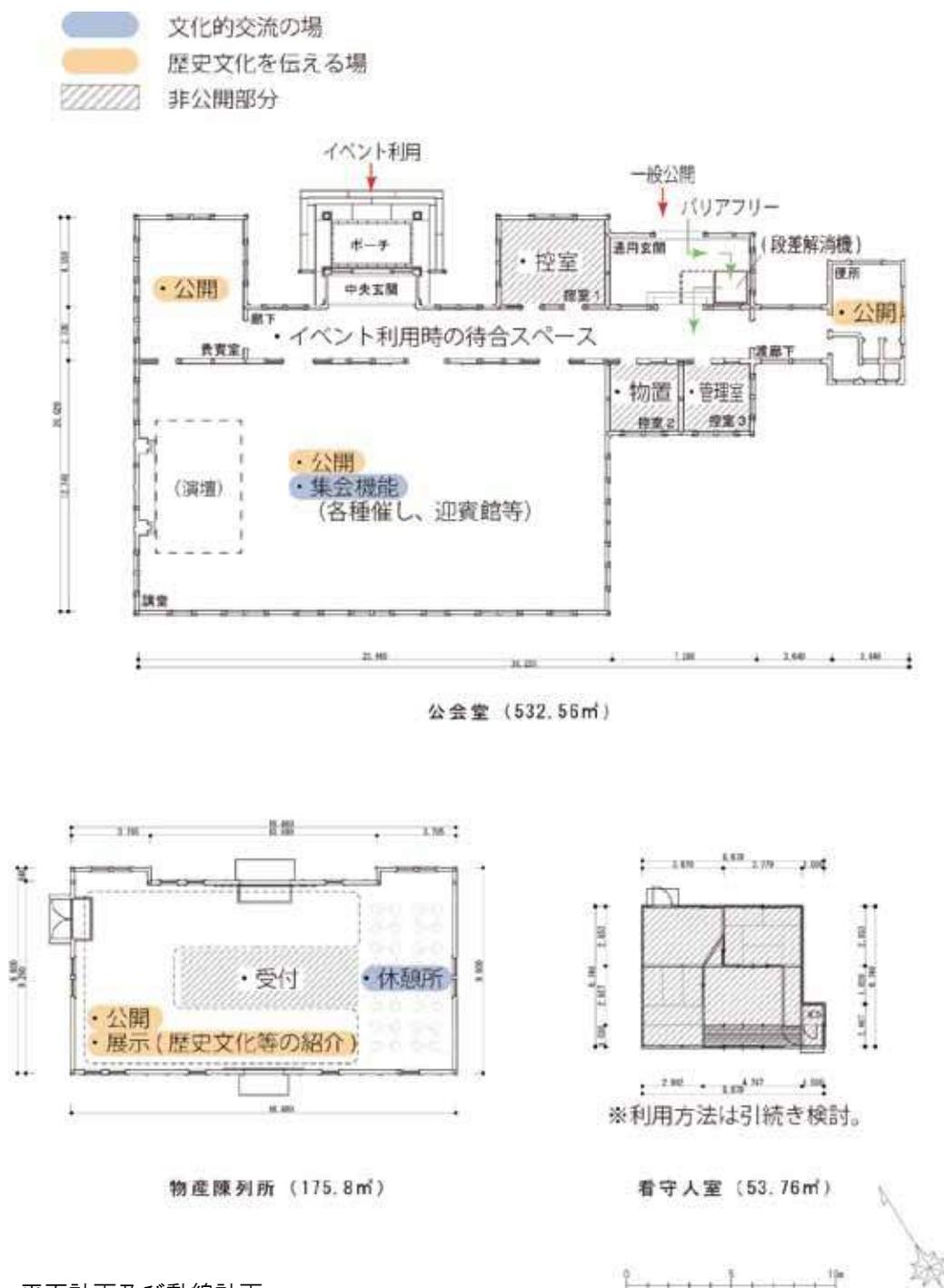


図 5-3 平面計画及び動線計画

(3) 活用に係る設備等の整備計画

今後の保存修理において、活用内容を踏まえた設備改修を行う。設備の設置の基本方針として、「歴史的空間」そのものを味わってもらえる設備とし、性能の向上は意匠や構造に大きな影響を与えず、保存の主旨を損なわない範囲に留める。新築同等の性能は求めない。

具体的な器具類の検討については、今後の設備調査等を踏まえ実施する。また、活用内容の具体化とともに新たな設備類が必要となった場合には、上記の方針に沿い検討する。

なお、下記の「ア 電気設備」から「オ 給排水衛生設備」に関しては、平成10年の改修工事概算業務^{注2}において、現況調査及び改修案の提案が行われている。

ア 電気設備

幹線・動力設備や配線、コンセント、弱電設備などは後世に設置されたものである^{注3}。いずれも老朽化が進んでおり、全面的に改修する。空調設備の新規設置に伴う動力負荷の増加なども考慮する。弱電設備は、公会堂に電話設備が設置されているのみである。

イ 照明設備

公会堂及び陳列所の内部には、シャンデリアなど当初の灯具は残っておらず、現在は、いずれも一般事務所などに使用される吊下げ型蛍光灯が使用されている。これらは雰囲気合っていないこと、スイッチなどを含めて劣化が進んでいること、貸室や展示に必要な照度も足りていないことから、改修を行う。灯具を復原する場合、補助照明等による必要照度の確保なども検討課題とし、補助照明を設置する場合は室内の意匠に配慮する。また、岡崎市の近代化の象徴でもある建物の視認性を高め、観光資源としての価値を向上させるため、公園内への夜間の照明等の設置も検討する。

ウ 空調・換気設備

貴賓室（旧西研究室）、控室1（旧東研究室）、控室3（旧事務所）に、郷土館時代の空調設備が設置されている。現在では器具の老朽化や今後の活用に伴う器具の増設などが課題である。そこで、温湿度調査など室内環境調査を実施し、集会機能（公会堂）や展示室（陳列所）としての必要性能を十分に検討した上で、空調・換気設備を設置する。

また壁や天井裏などへの断熱材の設置や、窓の二重化など、文化財的価値を損なわない範囲での断熱性能の向上についても検討する。

エ 給排水衛生設備

給水設備は昭和35年に設置されたものを使用しており、老朽化が進んでいる。排水設

注2 P.26「ア 文化財指定以前の履歴」を参照。「電気設備」は中電工事株式会社、「給排水衛生・空調設備」は株式会社中部が担当している。

注3 配線には建設当初のものが残っている可能性がある。『岡崎市郷土館建物調査報告書』（平成10年、中京建築総合設計）を参照。

備は、雨水、汚水、雑排水のいずれについても、枘や管の老朽化が進み、機能不良を起こしている。これらの給排水設備は、保存修理に合わせて全面的に改修する。

また、公会堂便所内の器具や渡廊下の流し台などは後世に設置されたもので、劣化が進行しているが、今後は便所として利用する予定はない。むしろ、花崗岩を用いた円形手水鉢など見所の多い内部空間を積極的に公開していく予定であることから、便所器具の更新は行わない。流し台は、活用内容と連動して具体的な設置場所などを検討する。

オ バリアフリー設備

外部からの動線に対し、公会堂に段差解消機、陳列所にスロープの設置を検討する。

公会堂の通用玄関内部に移動式の段差解消機、陳列所の出入口にスロープを設置するなど、保存面や動線を考慮して具体的な場所や器具を検討する。なお、後述するように、公会堂と陳列所の間にも新築する便所棟は、2棟と渡廊下で接続する案を想定しており、新築する便所棟に段差解消機やスロープを設置することも合わせて検討する。

また、公会堂内部の段差処理（敷居等）は、土足対策における床面の養生と合わせて検討する。

バリアフリー設備については、保存面や動線、利用人数等を考慮し、必要最小限の設置に留めることとし、活用の際には人的対応などソフトの対策と合わせて実施する。

カ 展示設備

陳列所内部に、岡崎市の歴史文化を紹介するための展示設備を設置する。具体的な器具など詳細については、今後検討する。外国人向けの多言語対応や、展示ケースの固定などの耐震対策も行う。

キ 防音・防塵設備

計画区域南側、公会堂背後には国道1号が隣接し、大型車両などの通行量も多い。今後の活用において、演奏会などを実施する予定であることから、「歴史的空間」での特別な体験を妨げないような防音対策を検討する。同じく、国道1号を通過する車両からの粉塵による漆喰の汚損なども目立っているため、今後の展示環境も考慮して防塵対策を行う。どちらも保存修理と合わせて対策を行うこととし、建物の解体調査前に、遮音性能や粉塵測定などの現況調査を実施する。その上で必要性能を設定し、文化財的価値を損なわない範囲で対策する。二重窓化など具体的な対策については、保存修理と合わせて検討する。

ク 土足対策

今後の活用において、公会堂や陳列所内部では多人数が利用する様々な催しを実施する。靴を脱いで利用することを想定した場合、出入口での人溜まりや下駄箱の設置、ビ

ニール袋の利用など、いずれも室内意匠や利便性、運用面での課題が多い。そこで、歴史的空間での特別な体験を妨げることのないよう、公会堂内部を土足利用とする。ただし、修理に合わせて床材を復原した場合、貴賓室や講堂の床がリノリウムや絨毯となる可能性があることから、実施に際しては、養生して公開するなど床面の保護と合わせて検討する。

5-4 外構及び周辺整備計画

(1) ゾーニング

市民の多様な活動を支える場、文化的交流の場として計画区域一体の活用を図る。

重要文化財2棟を含む敷地内の南側及び臥雲辰致記念碑一体は、「歴史文化ゾーン」とし、重要文化財や附指定の門柱、看守人室、石垣、記念碑などの歴史的な景観を構成する要素や植生を活かし、空間一体として歴史文化を体感できるエリアとする。敷地中央は、屋外演奏会や屋外展示などの催しを行う「交流広場」として整備する。敷地内北側のせきれいホールを含む一体は「市民活動ゾーン」とし、歴史的環境に配慮する。

(2) 活用に係る施設等の整備計画

ア 看守人室

陳列所に近接する看守人室は、陳列所の外観やアプローチを阻害している。そこで、陳列所の前面スペースを確保するとともに、敷地の入口付近である西側（門柱の南側）への曳家を検討する。曳家後は、敷地全体の窓口や物置等バックヤードとしての利用を想定するが、具体的な機能、位置、建物の向き、整備方法等については、今後の検討課題とする。

イ 便所

郷土館時代には、公会堂の便所棟を当初の機能と同じく便所として利用していたが、器具の老朽化に加え、十分な面積の女子便所を確保できないこと、バリアフリー対応が難しいことなども課題として挙げられる。また前述の通り、便所は花崗岩を利用した手水鉢など、特徴的な内部空間を有しており、利便性向上のために改造を加えることは難しいことから、公会堂の便所棟は、今後は便所として利用せず一般公開する予定である。

そこで、公会堂と陳列所の間便所棟を新築整備する。設置にあたっては、重要文化財2棟の意匠性や保存環境、利便性や動線、イベント開催時の収容人数などに配慮する。なお、計画区域内においては、「都市公園法」及び「岡崎市都市公園条例」により建ぺい率が規定されており、新築可能面積は84㎡以下となっている（P.70「⑥都市公園関係」を参照）。なお、公会堂の渡廊下部分及び陳列所の西側に新たな渡廊下を接続し、屋内から直接利用できるような案を想定するが、陳列所の曳家、新たな渡廊下の接続には現状変更の許可を得る必要があることから、詳細については今後の検討課題とする。

ウ 車寄せ

今後積極的な活用を図るために、敷地内への一般車両の乗り入れを禁止する。ただし、敷地の一角に、高齢者・身障者用の車寄せを設ける。場所は、重要文化財2棟に近接しないよう、せきれいホール（集会棟）南側とする。高齢者・身障者の乗降に加え、演奏会等に必要の荷物の搬入出での使用も想定するが、一時的な利用に限定する。

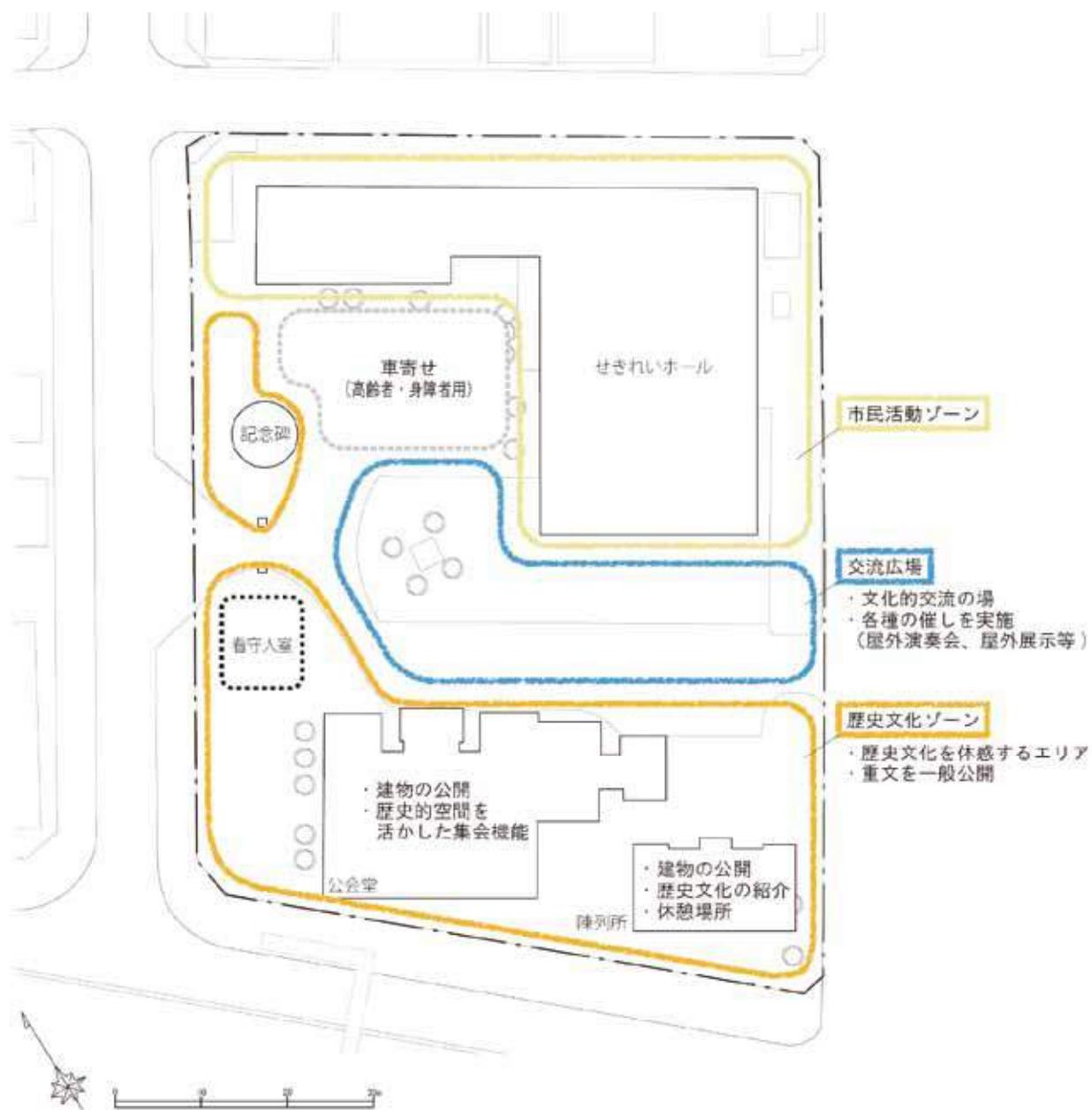


図 5-4 ゾーニング図（保存修理後）

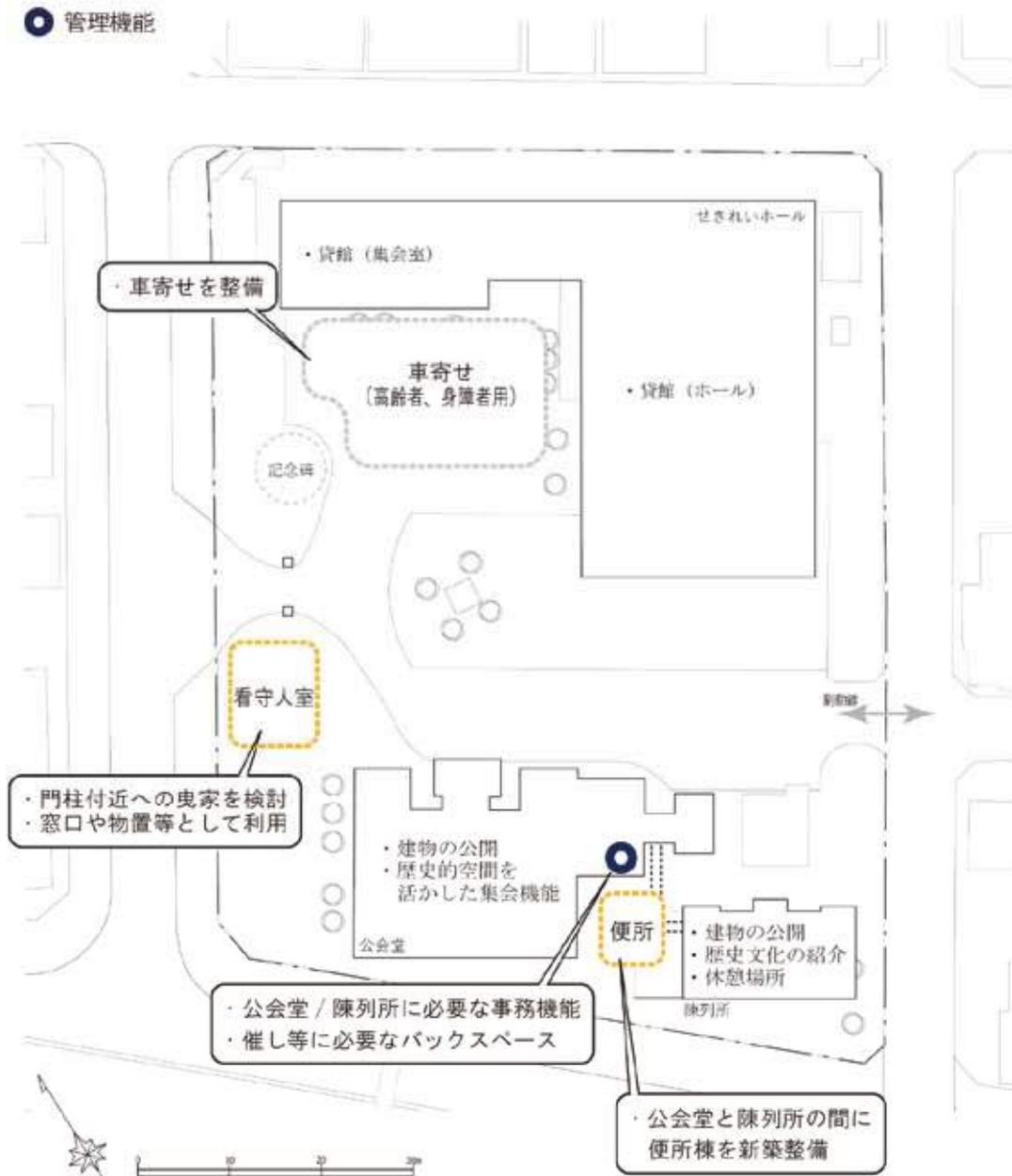


図 5-5 外構及び周辺整備計画

5-5 実施に向けての課題

① 設備改修

設備改修に当たっては、性能の向上と文化財的価値の保存の両立に向け、温湿度、遮音性能、粉塵測定などの室内環境調査、また既存設備などの機械設備調査が必要である。公会堂及び陳列所ともに、解体調査前に現況調査を行い、必要性能の設定、実施に向けた課題の整理を行う。その上で、具体的な器具、設置箇所、取付方法など、詳細を検討する。

② 現状変更

文化財的価値向上のための復原行為等以外に、陳列所を東側へ曳家する場合、また新築整備する便所棟に渡廊下を設置する場合には、文化財保護法第43条第1項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に該当すると考えられる。今後文化庁と十分な協議を行うとともに、実施に当たっては、建造物への影響が最小限となるよう配慮して検討する。

③ 管理運営

公会堂や陳列所の歴史性を十分に活かし、市民や観光客の文化的な交流を図るための魅力的な活用を行うために、指定管理者制度や、その他の多様な管理運営方法について、今後具体的に検討する。なお、現在は、公会堂や陳列所、看守人室は岡崎市教育委員会社会教育課、せきれいホールは文化振興課、朝日公園は公園緑地課が、それぞれ管理にあっているが、敷地一体での管理運営に向けては、各課と調整しながら継続して検討する。また、利用者等の意見や要望を取り入れる仕組みづくり、周辺エリアにおけるまちづくり団体やイベント主催者等との積極的な連携体制の構築など、魅力的な活用に向けた具体的な方策を検討する。

④ 収納スペース

積極的な活用のためには、事務スペースや物置など、十分なバックヤードを確保する必要がある。しかし、公会堂及び陳列所内部において、バックヤードとして利用できる部屋は限られている。特に、公会堂講堂で各種のイベントを行う場合には、イベントごとに椅子やテーブルの配置を変える必要が生じるが、それらの収納スペースの少なさは大きな課題となる。さらに演台や花台、プロジェクター、音響機器、掃除用具などの収納スペースも想定する必要がある。

そこで、イベント事業者等に対し、必要什器、オペレーション等のヒアリングを行う。その上で、下記の方法について総合的に検討し、最善の対応を図る。新築整備する便所棟へ併設する場合には、公会堂及び陳列所の保存環境や景観に配慮し、2棟に近接しすぎないようにボリュームを抑える。

- ・公会堂及び陳列所の各室の一部を物置として利用すること

- ・ 看守人室を利用すること
- ・ 外部に増築すること
- ・ 運用面での対応

⑤ 施設名称の考え方

市の施設の設置条例における2棟の施設名称について、引き続き検討する。敷地全体やホールの愛称については、広く意見を募ることも検討する。

5-6 活用に向けた計画条件の整理

① 文化財保護法

重要文化財である2棟の活用に当たっては、文化財保護法を遵守する。活用内容に関する規制はないが、法第4条により、文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならないとされている。なお、現状変更が必要となった場合の手続き等については、第6章で取り扱う。

② 建築基準法

法第3条第1項第1号により、重要文化財である2棟は、建築基準法の適用除外となる。ただし、多くの利用者が訪れる公共的な施設であり、安全性の確保については十分に検討する。特に、下記の防耐火に係る内容については建築基準法と十分に照合し、満足できない内容に関しては、管理運営などソフト面での対策も含めて防災計画に反映して対策する。未指定の看守人室は法第3条第2項により曳家移転を行う場合でも適用除外である。しかし、看守人室の改修及び便所棟の新築等については、同法を遵守する必要がある。

- ・ 耐火建築物（法第27条第1項、第2項、第61条）
- ・ 防火区画（施行令第112条第1項、第2項、第9項、第13項）
- ・ 廊下の幅（施行令第119条）
- ・ 直通階段（施行令第120条、121条）
- ・ 排煙設備（施行令第126条の2第1項）
- ・ 非常用照明（施行令第126条の4）
- ・ 内装制限（施行令第129条第1項、第4項）

③ 消防法

消防法施行令別表第1の(17)項に規定される防火対象物であり、消火器及び自動火災報知設備は設置済みである。今後の活用内容によっては、他の防災設備が必要になる場合も考えられ、消防協議の上、保存修理時に必要な防災設備を設置する。(第4章「防

災計画」参照)

④ 岡崎市火災予防条例

条例第26条の2により、重要文化財建造物の所在する敷地内での火気の使用が制限されており、朝日公園及びせきれいホール敷地を含む計画区域及び区域内の建物内（せきれいホールの建物内を除く）での喫煙やたき火、裸火の使用が禁止されている。また同条例第7章「避難管理」には、避難通路や客席の配置等について記載がある。同条例第7章の2「屋外催しに係る防火管理」には、屋外での催しについて記載がある。活用に当たっては、同条例及び規則を確認した上で安全性の確保に努める。

- ・裸火の制限（条例第26条の2 喫煙等）
- ・避難通路（条例第7章 避難管理）
- ・定員の管理（条例第7章 避難管理）
- ・屋外での催し（条例第7章の2 屋外催しに係る防火管理）

⑤ 福祉・バリアフリー関係

関連法令等として「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（愛知県）、「岡崎市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例」（岡崎市）が挙げられる。いずれも、重要文化財については適用除外となるものの、多くの利用者が訪れる公共的な施設であるため、特に下記の内容については、同法及び同条例を十分に鑑みて整備等を行う。

- ・廊下、敷地内の通路、その他これに類するもの
- ・階段（その踊場を含む。）
- ・傾斜路
- ・便所
- ・観覧席又は客席
- ・案内設備

⑥ 都市公園関係

計画区域内の南側は朝日公園（都市計画公園）となっており、「都市公園法」及び「岡崎市都市公園条例」により建ぺい率が規定されている。重要文化財は特例建ぺい率が採用され、敷地面積の最大22%まで認められている。しかし、その他の施設については敷地面積の最大2%が原則となるため、便所等を新築する場合には、その範囲内で行う必要がある。看守人室を指定文化財等とした場合の新築物の建ぺい率は下記の通りである。

- ・朝日公園の面積（4,234 m²）×2%＝許容面積84.68 m²

⑦ 岡崎市の上位計画及び関連計画

公会堂及び陳列所の保存活用に関連する計画として、主に下記の計画が挙げられる。いずれも、歴史文化資産を活かした地域の活性化や生活環境の向上、観光の振興などを主旨としたもので、それらと齟齬のないよう調整を図る。

- ・第6次岡崎市総合計画
- ・第6次岡崎市総合計画後期基本計画 第9期実施計画
- ・岡崎市歴史的風致維持向上計画
- ・緑の基本計画 2011 改訂版
- ・第2次岡崎市文化振興推進計画
- ・岡崎市公共施設等総合管理計画

第6章 保護に係る諸手続

保存及び活用に係る改修等を行う場合に、文化財保護法等に基づいて必要となる主な手続きについて示す^{注1}。手続きに要する書類（許可申請書、届出等）は岡崎市教育委員会社会教育課から愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室を通して文化庁へ提出する。

6-1 文化庁長官の許可を必要とする場合

下記の3つの行為においては、文化庁長官の許可が必要となる。手続きの時期については事前に文化庁に確認し、遅滞なく準備を進める必要がある。

(1) 文化財建造物の現状を変更しようとするとき（文化財保護法第43条第1項）

ア 許可を必要とする場合

- ・ 間仕切りや建具を変更する場合（間仕切りの取り付けまたは撤去、窓の取付など）
- ・ 構造、形式、規模を変える場合
- ・ 部材の材種、寸法、工法を変える場合
- ・ 建設当初または改変後のある時期の姿に復原しようとする場合
- ・ 移築または曳家をする場合
- ・ 建物の建つ地盤の高さを変える場合
- ・ 大規模な構造補強

イ 許可を必要としない行為

- ・ 維持のための措置及び影響が軽微な小修理（ただし「修理届」を提出）
- ・ 災害による損傷や被害の拡大防止のための応急処置（ただし処置後に速やかに「き損届」を提出）

(2) 文化財建造物の保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき（文化財保護法第43条第1項）

文化財建造物そのものに対する行為だけではなく、災害やき損の恐れが生じたり、構造耐力を弱めるなど、文化財建造物の保存上好ましくない影響を与える行為をいう。

ア 許可を必要とする場合

- ・ 文化財建造物の敷地内で、その建造物に延焼の恐れのある場所に建物の新築・増築を行ったり、現在ある建物を改築する場合
- ・ 文化財建造物の敷地内に火気や多量の危険物を扱う施設を設置する場合
- ・ 文化財建造物の周辺における切土、盛土など、周辺の耐力を弱めたり、災害を及ぼす恐れのある場合
- ・ 文化財建造物の内部に、受付など防災及び美観上問題を生じやすいような仮設的な施設を設ける場合

注1 本章については『文化財保存・管理ハンドブック[三訂版]—建造物編—』（平成24年、全国国宝重要文化財所有者連盟）を参照。

- ・文化財建造物内に、重量物を搬入しようとする場合

イ 許可を必要としない行為

- ・十分な養生をした上での保守点検や設備更新など、影響が軽微な管理のための行為

(3) 所有者及び管理団体以外の者が公開を行おうとするとき（文化財保護法第 53 条第 1 項）

ア 許可を必要とする場合

- ・所有者以外の者が主催する展覧会や、催し物の一環として建造物も展示物の一部として公開する場合
- ・建造物の部分など移動可能なものを博物館などに出品する場合

イ 許可を必要としない行為

- ・文化財の公開を所有者あるいは管理団体自体が行う場合

6-2 文化庁長官への届出を必要とする場合

(1) き損届（文化財保護法第 33 条第 1 項）

重要文化財建造物の所有者等は、所有する重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、き損の拡大を防ぐ応急措置を施し、その事実を知った日から 10 日以内に文化庁長官に「き損届」を提出する。

(2) 修理届（文化財保護法第 43 条の 2）

重要文化財建造物の修理を行う場合、修理に着手する 30 日前までに、工事内容を記した「修理届」を提出する。ただし、国庫補助金の交付を受けて修理を行うとき、また現状変更の許可を受けて修理を行う場合などは、修理届は不要である。

(3) その他

下記の事項は、20 日以内に文化庁長官に届出なければならない。

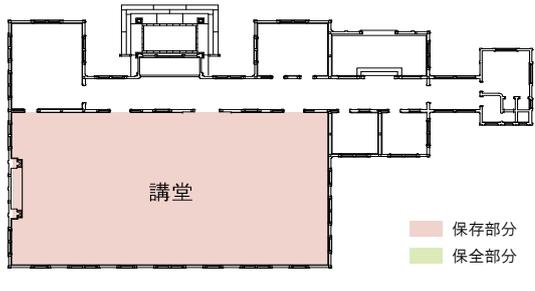
- ① 管理責任者を選任し、解任し、または変更したとき（文化財保護法第 31 条第 3 項、第 32 条 2 項）
- ② 所有者が相続や譲渡などにより変更したとき（文化財保護法第 32 条第 1 項）
- ③ 所有者または管理責任者が氏名、名称又は住所を変更したとき（文化財保護法第 32 条第 3 項）

6-3 本保存活用計画の変更

今後行われる予定の保存修理後など、必要と認められる場合に本計画を改定する。本計画の内容を変更するときには、変更の内容について、文化庁・愛知県教育委員会・岡崎市教育委員会と事前に協議し、合意を形成した上で行う。

資料編 1

建造物の保護に係る部位の設定

区分	公会堂	名称	講堂
部分の設定	保存	番号	1
備考			
<ul style="list-style-type: none"> ・シャンデリア等、当初の照明器具は戦時中に供出された可能性がある。 ・上下可動式の演壇は、床下の機構は残っている。 			
			
部位設定表			
部位	仕様		備考
床面	保存	カーペット敷(壇上)、演壇(上下可動式)、 <u>板張(要検討)</u>	
	その他	—	
壁面	保存	漆喰塗、腰鏡板張、漆喰彫刻(壇上、垂れ壁)、木部(巾木、廻縁)	
	その他	—	
天井	保存	漆喰塗(壇辺、部屋中央部)、板達格天井(部屋周辺部)、中心飾(部屋中央部)、換気口、木部(持送)	
	その他	—	
建具(枠等を含む)	保存	木製両引込ガラス戸(嵌殺欄間窓付)、木製引分ガラス戸(嵌殺欄間窓付)、木製上下ガラス窓(嵌殺欄間窓付)	
	その他	—	
照明	保存	—	
	その他	蛍光灯	
設備	保存	—	
	その他	火災報知器	
その他	保存	—	
	その他	カーテン、仮設の間仕切	

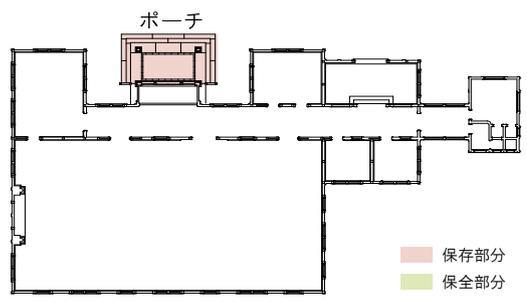


写真

区分	公会堂	名称	貴賓室
部分の設定	保存	番号	2
備考			
<ul style="list-style-type: none"> ・郷土館開館当初は展示室として使用していた（当時は板張り）。 ・出土品の整理室として利用されるようになり、現在のビニル床タイルに変更した（昭和44年以降）。 ・当初のカーテン、灯具、床材等は欠失。 			
			位置図
部位設定表			
部位	仕様		備考
床面	保存	—	
	その他	ビニル床タイル	
壁面	保存	腰鏡板張、木部（巾木、四隅の見切縁）、 <u>クロス張（要検討）</u>	
	その他	—	
天井	保存	木部（廻縁）、中心飾	
	その他	板張（折上天井）	
建具（枠等を含む）	保存	木製両開戸（嵌殺欄間窓付）、木製片引込戸（嵌殺欄間窓付）	
	その他	—	
照明	保存	—	
	その他	蛍光灯	
設備	保存	—	
	その他	エアコン、換気扇、火災報知器、分電盤	
その他	保存	カーテンロッド、カーテンブラケット	
	その他	カーテン	



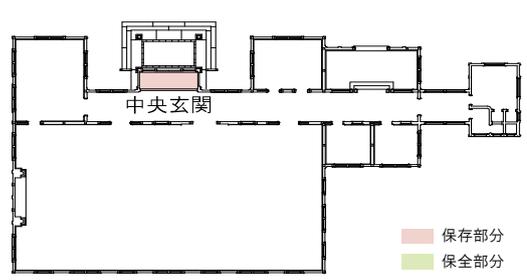
写真

区分	公会堂	名称	ポーチ
部分の設定	保存	番号	3
備考			
<ul style="list-style-type: none"> ・鉄格子は、郷土館開館準備時（昭和43年）に防犯対策のため設置。 ・外部のブラケットライトは、いずれも文化財指定以降に、建物の雰囲気にかうものを取り付けたという。また、指定前は裸電球だったという。 			
			
部位設定表		位置図	
部位	仕様		備考
床面	保存	石敷、石段	
	その他	—	
壁面	保存	柱礎、柱	
	その他	—	
屋根・軒・天井	保存	漆喰塗、木部（廻縁）、装飾（軒周り）、手摺飾	
	その他	—	
建具（枠等を含む）	保存	木製両開ガラス戸（嵌殺欄間窓付）、木製嵌殺ガラス戸（嵌殺欄間窓付）	
	その他	鉄格子	
照明	保存	—	
	その他	ブラケットライト	
設備	保存	—	
	その他	—	
その他	保存	—	
	その他	—	



写真

区分	公会堂	名称	中央玄関	
部分の設定	保存	番号	4	
備考				



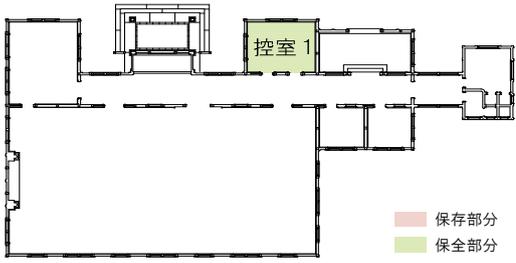
位置図

部位設定表

部位		仕様	備考
床面	保存	石敷	
	その他	—	
壁面	保存	漆喰塗、巾木、腰人造石研出仕上	
	その他	—	
天井	保存	漆喰塗、廻縁、持送	
	その他	—	
建具（枠等を含む）	保存	—	
	その他	—	
照明	保存	—	
	その他	—	
設備	保存	—	
	その他	—	
その他	保存	—	
	その他	カーテン	

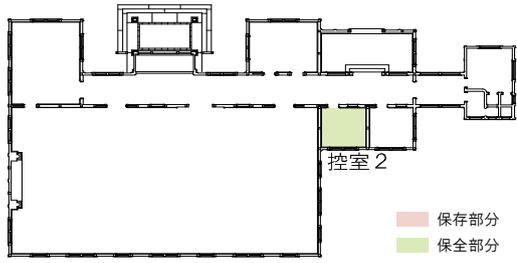


写真

区分	公会堂	名称	控室 1
部分の設定	保全	番号	5
備考			
<ul style="list-style-type: none"> ・ ページュのカーペットは、郷土館時代（平成6年頃）に敷いたもの。 ・ 岡崎市美術博物館の建設が決まり、資料整理をする部屋として整備した。 			
			
位置図			
部位設定表			
部位		仕様	備考
床面	保存	—	
	その他	カーペット敷	
壁面	保存	漆喰塗、腰鏡板張、巾木	
	その他	—	
天井	保存	漆喰塗（折上天井）、廻縁、中心飾	
	その他	—	
建具（枠等を含む）	保存	木製片引込戸（嵌殺欄間窓付）、木製上下ガラス窓（嵌殺欄間窓付）	
	その他	—	
照明	保存	—	
	その他	蛍光灯	
設備	保存	—	
	その他	エアコン、火災報知器、扇風機	
その他	保存	—	
	その他	カーテン	

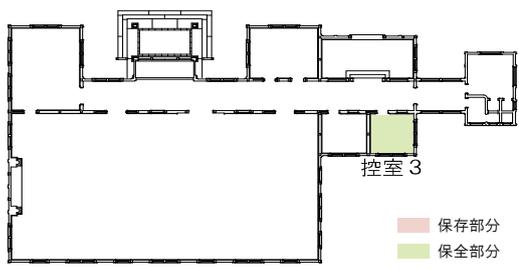


写真

区分	公会堂	名称	控室 2
部分の設定	保全	番号	6
備考			
・物置は、郷土館開館準備時（昭和43年）に設置された。			
			
			位置図
部位設定表			
部位		仕様	備考
床面	保存	板張（要検討）	
	その他	—	
壁面	保存	漆喰塗、巾木	
	その他	—	
天井	保存	漆喰塗、木部（装飾、廻縁、中心飾）	
	その他	—	
建具（枠等を含む）	保存	木製片引込戸（嵌殺欄間窓付）、木製上下ガラス窓	
	その他	—	
照明	保存	—	
	その他	蛍光灯	
設備	保存	—	
	その他	火災報知器	
その他	保存	—	
	その他	カーテン、収納棚	



写真

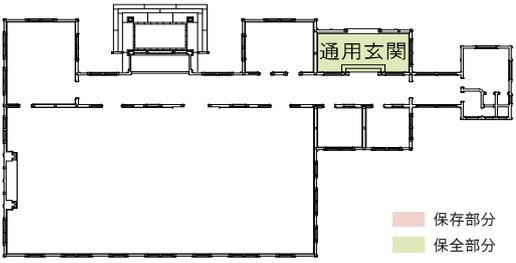
区分	公会堂	名称	控室 3
部分の設定	保全	番号	7
備考			
・木製片引込戸や受付のガラスは、郷土館時代のものと思われる。			
			
			位置図

部位設定表

部位		仕様	備考
床面	保存	—	
	その他	カーペット敷	
壁面	保存	漆喰塗、巾木	
	その他	—	
天井	保存	漆喰塗、木部（装飾、廻縁、中心飾）	
	その他	—	
建具（枠等を含む）	保存	木製片引込戸（嵌殺欄間窓付）、木製上下ガラス窓	戸のガラス部分は後補
	その他	嵌殺ガラス窓（受付）	
照明	保存	—	
	その他	蛍光灯	
設備	保存	—	
	その他	エアコン、火災報知器、分電盤、火災受信機	
その他	保存	—	
	その他	カーテン	

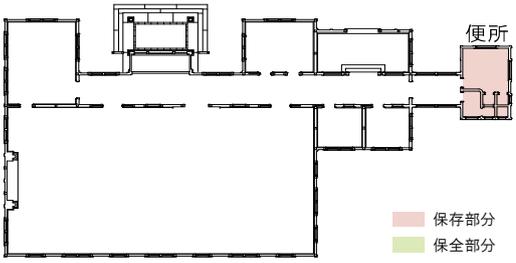


写真

区分	公会堂	名称	通用玄関
部分の設定	保全	番号	8
備考			
<ul style="list-style-type: none"> ・西側の仮設の物置は、郷土館時代のものか。 ・東側にも同様の物置があったが、展示品を置くために撤去された。 ・外部と同形式の鉄格子は、郷土館開館準備時（昭和43年）に設置されたと推定される。 			
			
部位設定表			位置図
部位		仕様	備考
床面	保存	石敷、石段	
	その他	—	
壁面	保存	漆喰塗、腰モルタル塗仕上	
	その他	—	
天井	保存	漆喰塗、廻縁、中心飾	
	その他	—	
建具（枠等を含む）	保存	木製引違ガラス戸（嵌殺欄間窓付）、木製引違ガラス窓（嵌殺欄間窓付）、 <u>渡廊下境の木製引違ガラス戸（嵌殺欄間窓付・要検討）</u>	
	その他	鉄格子	
照明	保存	—	
	その他	蛍光灯、誘導灯	
設備	保存	—	
	その他	火災報知器、スロープ、赤外線センサー	
その他	保存	—	
	その他	物置	

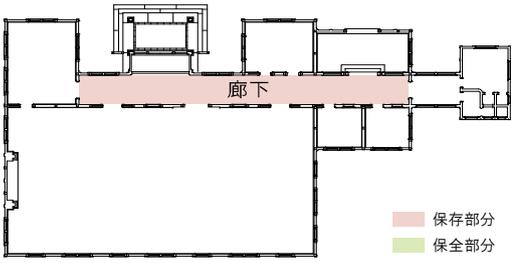


写真

区分	公会堂	名称	便所
部分の設定	保存	番号	9
備考			
<ul style="list-style-type: none"> ・男女ともに、個室内の器具は全て更新されている。 ・女子便所のブラケットライトは、郷土館開館時には設置されていたという。 			
			
			位置図
部位設定表			
部位		仕様	備考
床面	保存	モルタル土間、 <u>タイル張（要検討）</u>	
	その他	—	
壁面	保存	漆喰塗、腰モルタル塗仕上、換気口、 <u>腰タイル張（要検討）</u>	
	その他	—	
天井	保存	漆喰塗、換気口	
	その他	—	
建具（枠等を含む）	保存	木製片引込ガラス戸、木製片開戸、木製嵌殺ガラス窓、木製片開ガラス戸	
	その他	—	
照明	保存	<u>ブラケットライト（要検討）</u>	女子便所
	その他	—	
設備	保存	—	
	その他	火災報知器、衛生設備	
その他	保存		
	その他	—	

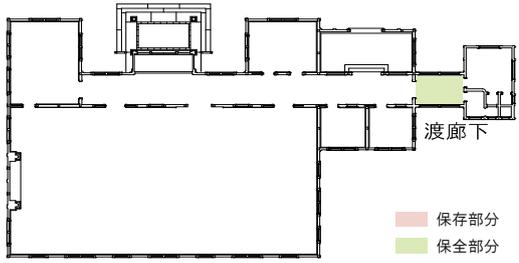


写真

区分	公会堂	名称	廊下
部分の設定	保存	番号	10
備考			
			
位置図			
部位設定表			
部位		仕様	備考
床面	保存	板張(要検討)	
	その他	—	
壁面	保存	漆喰塗、腰縦板張、胴蛇腹、廻縁、持送	
	その他	—	
天井	保存	漆喰塗、中心飾	
	その他	—	
建具(枠等を含む)	保存	—	
	その他	—	
照明	保存	—	
	その他	蛍光灯、誘導灯	
設備	保存	—	
	その他	火災報知器、警報設備	
その他	保存	—	
	その他	カーテン	



写真

区分	内部	名称	渡廊下
部分の設定	保全	番号	11
備考			
			
位置図			
部位設定表			
部位		仕様	備考
床面	保存	板張(要検討)	
	その他	—	
壁面	保存	漆喰塗、腰縦板張、巾木	
	その他	—	
天井	保存	板張、廻縁	
	その他	—	
建具(枠等を含む)	保存	—	
	その他	—	
照明	保存	—	
	その他	ブラケットライト	
設備	保存	—	
	その他	シンク、火災報知器	
その他	保存	—	
	その他	カーテン	

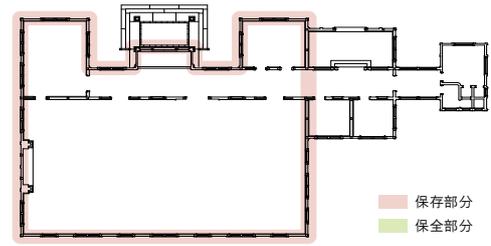


写真

区分	公会堂	名称	外部（会堂棟）
部分の設定	保存	番号	12

備考

- ・鉄格子は、郷土館開館準備時（昭和43年）に防犯対策のため設置。
- ・屋根飾柵は戦時中に供出されたが、郷土館開館を記念し昭和44年に復原。当初の意匠は古写真に記録されている。
- ・現在の外壁塗装は、平成11年度改修時のもの。当初から何度か塗替えられているが、平成11年度改修時の調査でも、当初の色味は不明だった。
- ・外部のブラケットライトは、いずれも文化財指定以降に、建物の雰囲気にかうものを取り付けたという。



外部(会堂棟)

位置図

部位設定表

部位		仕様	備考
床面	保存	雨落	
	その他	—	
壁面	保存	布石積基礎、下見板張、漆喰塗、漆喰荒らし仕上、木部（付柱、付土台等）	
	その他	—	
屋根・軒	保存	棧瓦葺、ペディメント（三角、楕形）、軒裏板張、持送、 <u>屋根飾柵（要検討）</u>	
	その他	雨どい	
建具（枠等を含む）	保存	木製上下ガラス窓（嵌殺欄間窓付）	
	その他	鉄格子	
照明	保存	—	
	その他	ブラケットライト	
設備	保存	—	
	その他	電気設備等、室外機	
その他	保存	—	
	その他	—	

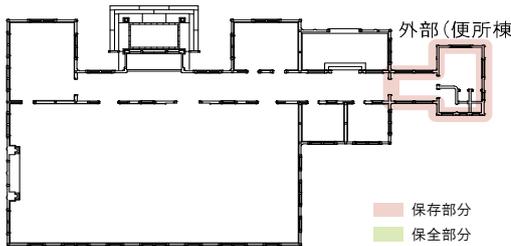


写真

区分	公会堂	名称	外部（通用玄関棟）
部分の設定	保存	番号	13
備考			
<ul style="list-style-type: none"> ・鉄格子は、郷土館開館準備時（昭和43年）に防犯対策のため設置。 ・現在の外壁塗装は、平成11年度改修時のもの。当初から何度か塗替えられているが、平成11年度改修時の調査でも、当初の色味は不明だった。 			
位置図			
部位設定表			
部位		仕様	備考
床面	保存	雨落	
	その他	—	
壁面	保存	布石横基礎、下見板張、漆喰塗、木部（付柱、付土台等）	
	その他	—	
屋根・軒	保存	棧瓦葺、軒裏板張	
	その他	雨どい、鉄板覆い（妻壁）	
建具（枠等を含む）	保存	木製引分ガラス戸（嵌殺欄間窓付）、木製上下ガラス窓	
	その他	鉄格子	
照明	保存	—	
	その他	—	
設備	保存	—	
	その他	室外機	
その他	保存	庇（金属製持送、鉄板葺等）	
	その他	—	



写真

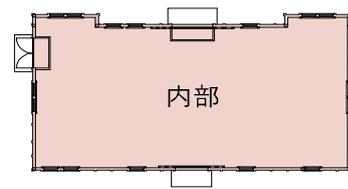
区分	公会堂	名称	外部（便所棟）
部分の設定	保存	番号	14
備考			
<ul style="list-style-type: none"> ・鉄格子は、郷土館開館準備時（昭和43年）に防犯対策のため設置。 ・現在の外壁塗装は、平成11年度改修時のもの。当初から何度か塗替えられているが、平成11年度改修時の調査でも、当初の色味は不明だった。 ・外部のブラケットライトは、いずれも文化財指定以降に、建物の雰囲気に合うものを取り付けたという。 			
			
		位置図	
部位設定表			
部位		仕様	備考
床面	保存	雨落	
	その他	—	
壁面	保存	布石横基礎、下見板張、漆喰塗、木部（付柱、付土台等）	
	その他	—	
屋根	保存	棧瓦葺、換気口（妻壁）、軒裏板張	
	その他	雨どい	
建具（枠等を含む）	保存	木製引違ガラス窓、木製嵌殺ガラス窓	
	その他	鉄格子	
照明	保存	—	
	その他	ブラケットライト	
設備	保存	換気口（渡廊下床下）	
	その他	—	
その他	保存	—	
	その他	—	



写真

区分	陳列所	名称	内部
部分の設定	保存	番号	15

備考



保存部分
保全部分

位置図

部位設定表

部位		仕様	備考
床面	保存	<u>板張(要検討)、モルタル土間(要検討)</u>	
	その他	—	
壁面	保存	漆喰塗、巾木、見切縁	
	その他	—	
天井	保存	漆喰塗、見切縁、廻縁、梁	
	その他	—	
建具(枠等を含む)	保存	—	
	その他	—	
照明	保存	—	
	その他	蛍光灯	
設備	保存	換気口	
	その他	火災報知器、赤外線センサー	
その他	保存	—	
	その他	—	

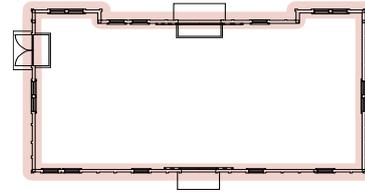


写真

区分	陳列所	名称	外部
部分の設定	保存	番号	16

備考

- ・鉄格子の設置時期は不明。出土資料の収蔵庫として利用し始めた昭和52年頃に設置したのか。
- ・外部のブラケットライトは、いずれも文化財指定以降に、建物の雰囲気にか合うものを取り付けたという。



外部

保存部分
保全部分

位置図

部位設定表

部位		仕様	備考
床面	保存	出入口の踏石(要検討)	
	その他	—	
壁面	保存	RC造布基礎ラスモルタル仕上、下見板張、木部(付柱、付土台、持送等)、漆喰塗(小壁)	
	その他	—	
屋根・軒	保存	棧瓦葺、小屋根、軒裏板張	
	その他	雨どい	
建具(粹等を含む)	保存	木製引分ガラス戸、木製両開戸、木製嵌殺ガラス窓(四葉状採光窓、楕形窓、妻壁等)	
	その他	鉄格子	
照明	保存	—	
	その他	ブラケットライト	
設備	保存	換気口(軒裏)	
	その他	電気設備等	
その他	保存	庇(金属製持送、鉄板葺等)	
	その他	—	



写真

区分	門柱	名称	門柱
部分の設定	保存	番号	17
備考			
・当初は頂部に灯具を載せていたが、欠失している。			
位置図			
部位設定表			
部位		仕様	備考
床面	保存	—	
	その他	—	
壁面	保存	—	
	その他	—	
屋根	保存	—	
	その他	—	
建具（粹等を含む）	保存	—	
	その他	—	
照明	保存	—	
	その他	—	
設備	保存	—	
	その他	—	
その他	保存	石造門柱×2	
	その他	—	



写真

資料編 2
関連資料

旧額田郡公会堂及物産陳列所に関連する資料一覧表

番号	資料名	編集/発行等	年代	所蔵場所	備考
1	新編岡崎市史	岡崎市	—	市立中央図書館	
2	郷土館	岡崎市教育委員会 岡崎市美術博物館	—	市立中央図書館	昭和45～平成21年まで (No.1～197)
3	市勢要覧	岡崎市	—	市立中央図書館	各年の資料に来館者数等記載あり
4	岡崎市公報	岡崎市	—	市立中央図書館	昭和9年の資料に陳列所についての記載あり
5	岡崎市産業要覧	岡崎市	—	市立中央図書館	昭和7～13年度まで
6	[岡崎商業会議所]統計年報	岡崎商業会議所	—	国立国会図書館	
7	アルバム	—	—	市立中央図書館	古写真を所収
8	[額田郡公會堂及物産陳列所]竣工記念	額田郡役所	大正2年	市立中央図書館	竣工記念絵はがき
9	愛知県額田郡治一斑	額田郡役所	大正2年	市立中央図書館	
10	建築画報 第4巻 第11号	建築画報社	大正2年	—	11月号。「岡崎の二大建築」。大学図書館等に所蔵。
11	愛知県額田郡岡崎町勢一覧	岡崎町役場	大正2年	市立中央図書館	
12	額田郡物産陳列所要覧	額田郡物産陳列所	大正4年	市役所	
13	岡崎	家康忠勝両公三百年大祭岡崎協賛会	大正4年	市立中央図書館	
14	家康忠勝両公三百年祭紀要	家康忠勝両公三百年祭事務所	大正4年	国立国会図書館	
15	大正5年 愛知県額田郡勢一斑	愛知県額田郡役所	大正6年	国立国会図書館	
16	岡崎市とその附近	岡崎観光協会	昭和9年	市立中央図書館	
17	岡崎市消防のあゆみ	岡崎市消防本部	昭和55年	市立中央図書館	
18	目で見える岡崎・額田の100年	郷土出版社	平成4年	市立中央図書館	
19	平和への祈りをこめて	岡崎市回顧録編集委員会	平成4年	市立中央図書館	
20	近代を歩く —いまも息づく東海の建築・土木遺産—	東海近代遺産研究会	平成6年	市立中央図書館	
21	愛知県史研究 第2号	愛知県	平成10年	市立中央図書館	溝口正人「額田郡公会堂と岡崎銀行本店—地方における近代建築をめぐる一考察—」
22	岡崎市郷土館建物調査報告書	中京建築総合設計	平成10年	市役所	
23	岡崎市史研究 第21号	岡崎市教育委員会	平成12年	市立中央図書館	渡辺則雄「旧額田郡物産陳列所関係資料」
24	研究紀要 第29号	岡崎地方史研究会	平成13年	市立中央図書館	渡辺則雄「旧額田郡物産陳列所と旧額田郡公会堂の使命と役割」
25	額田郡公会堂と物産陳列所 ～徴兵検査が公会堂でおこなわれた～	岡崎市郷土館	平成14年	市立中央図書館	岡崎市郷土館企画展資料
26	研究紀要 第44号	岡崎地方史研究会	平成28年	市立中央図書館	伊藤久美子「額田郡公会堂と額田郡物産陳列所—文化財指定から岡崎市郷土館閉館までの備忘録—」
27	せきれい歴史教室 資料	—	平成28年	市役所	

※資料の内、写真や図面等を次ページ以降に掲載。

分類：古写真 出典：番号8 [額田郡公会堂及物産陳列所]竣工記念

資料名 公会堂 外観	年代 大正2年
	備考 絵はがき

岡崎市立中央図書館所蔵

分類：古写真 出典：番号9 愛知縣額田郡治一班

資料名 公会堂 外観	年代 大正2年
	備考

岡崎市立中央図書館所蔵

分類： 古写真 出典： 番号12 額田郡物産陳列所要覧

資料名

公会堂 外観

年代

大正4年

備考



分類： 古写真 出典： 番号13 岡崎

資料名

公会堂 外観

年代

大正4年

備考



岡崎市立中央図書館所蔵

分類：古写真 出典：番号7 アルバム

資料名 公会堂 外観	年代 昭和2年
	備考

岡崎市立中央図書館所蔵

分類：古写真 出典：番号7 アルバム

資料名 公会堂 外観	年代 昭和37年
 <p data-bbox="159 1937 861 2004">C-117 損害保険会社から寄贈された消防白初車</p>	備考

岡崎市立中央図書館所蔵

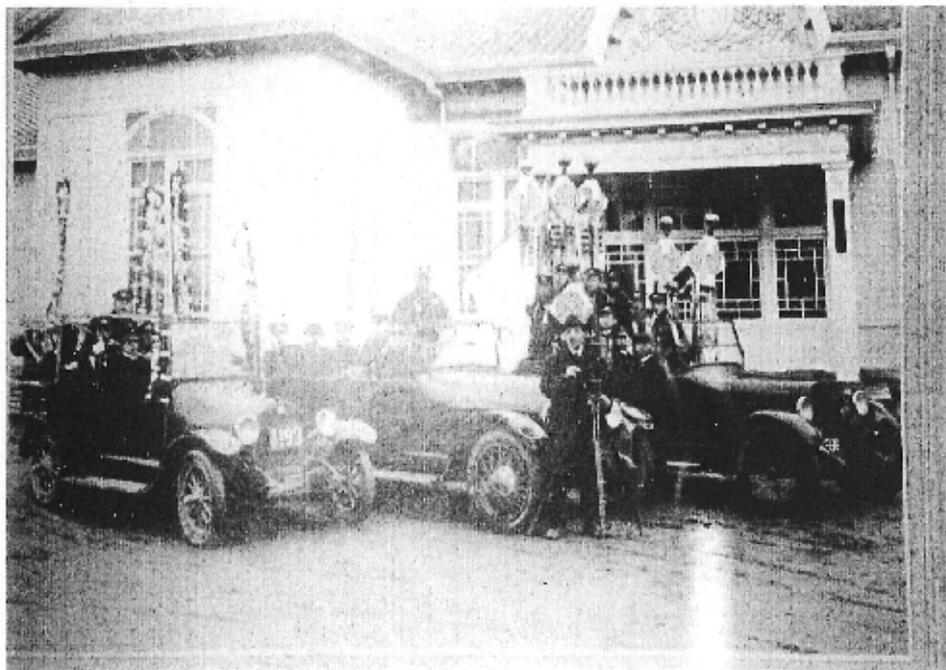
分類： 古写真 出典： 番号22 岡崎市郷土館建物調査報告書

資料名

公会堂 外観

年代

年不詳



備考

原資料の所在不明
消防出初式か

分類： 古写真 出典： 番号8 [額田郡公會堂及物産陳列所]竣工記念

資料名

公会堂 内部（講堂）

年代

大正2年

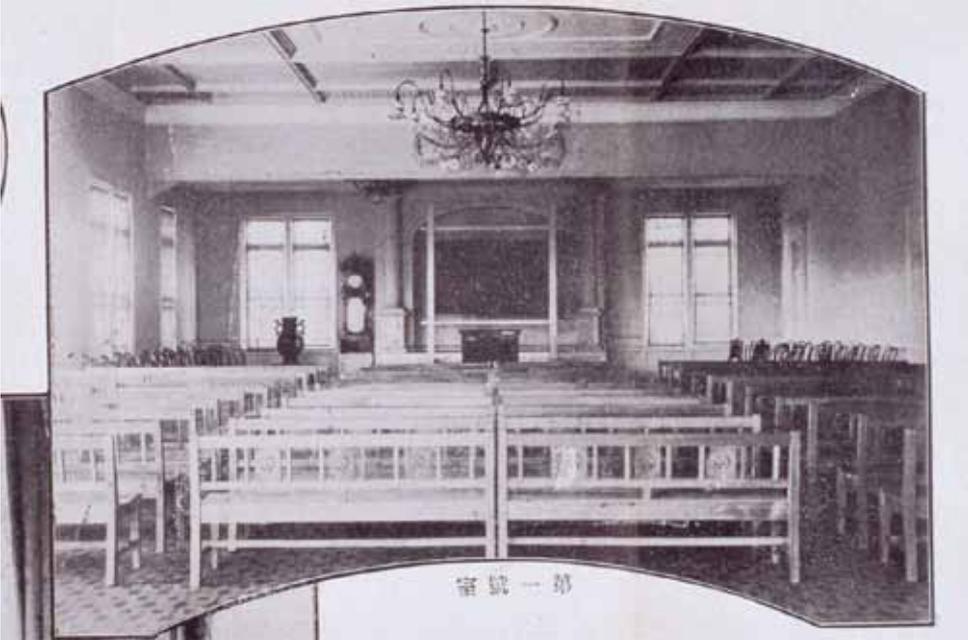


備考

絵はがき

岡崎市立中央図書館所蔵

分類：古写真 出典：番号12 額田郡物産陳列所要覧

資料名 公会堂 内部（講堂）	年代 大正4年
	備考

分類：古写真 出典：番号12 額田郡物産陳列所要覧

資料名 公会堂 内部（貴賓室）	年代 大正4年
	備考

分類： 古写真 出典： 番号7 アルバム

資料名

公会堂 内部（講堂）

年代

大正4年

備考

敬老会



岡崎市立中央図書館所蔵

分類： 古写真 出典： 番号7 アルバム

資料名

公会堂 内部（講堂）

年代

昭和10年

備考

選挙粛正委員会結成式



岡崎市立中央図書館所蔵

分類：古写真

出典：番号7 アルバム

資料名

公会堂 内部（講堂）

年代

昭和15年

備考

庁舎竣工祝賀式



岡崎市立中央図書館所蔵

分類：古写真

出典：番号25 額田郡公会堂と物産陳列所～徴兵検査が公会堂でおこなわれた～

資料名

公会堂 内部（講堂）

年代

昭和18年頃

備考



分類： 古写真 出典： 番号7 アルバム

資料名

公会堂 内部（講堂）

年代

昭和10年代後半

備考

納税講演会



岡崎市立中央図書館所蔵

分類： 古写真 出典： 番号7 アルバム

資料名

公会堂 内部（講堂）

年代

昭和37年

備考

六ツ美町合併記念式



岡崎市立中央図書館所蔵

分類：古写真 出典：番号8 [額田郡公會堂及物産陳列所]竣工記念

資料名 陳列所 外観	年代 大正2年
	備考 絵はがき

岡崎市立中央図書館所蔵

分類：古写真 出典：番号9 愛知縣額田郡治一班

資料名 陳列所 外観	年代 大正2年
	備考

岡崎市立中央図書館所蔵

分類： 古写真

出典： 番号12 額田郡物産陳列所要覽

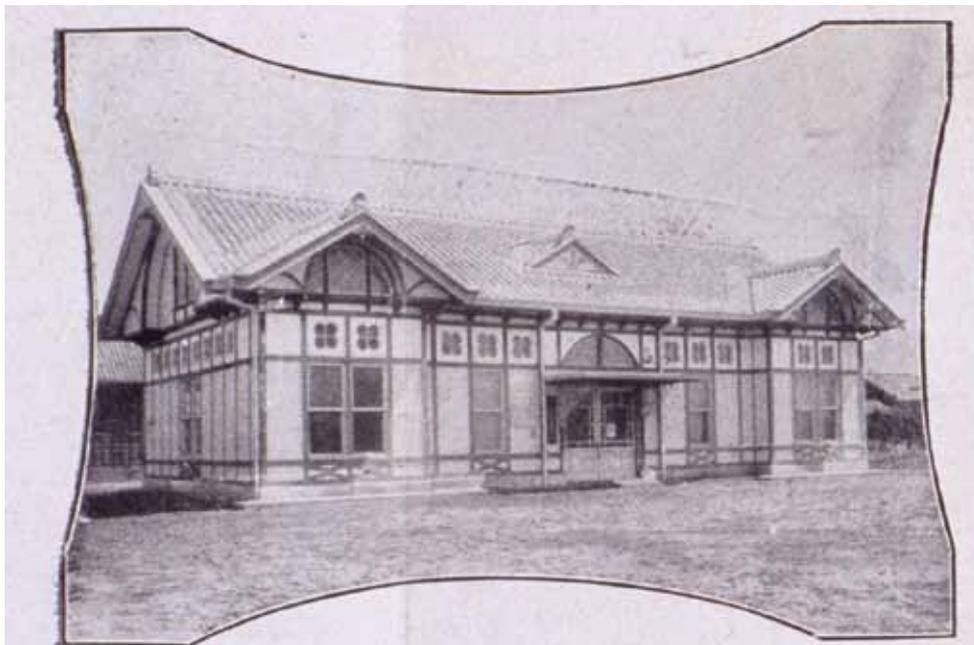
資料名

陳列所 外観

年代

大正4年

備考



分類： 古写真

出典： 番号13 岡崎

資料名

陳列所 外観

年代

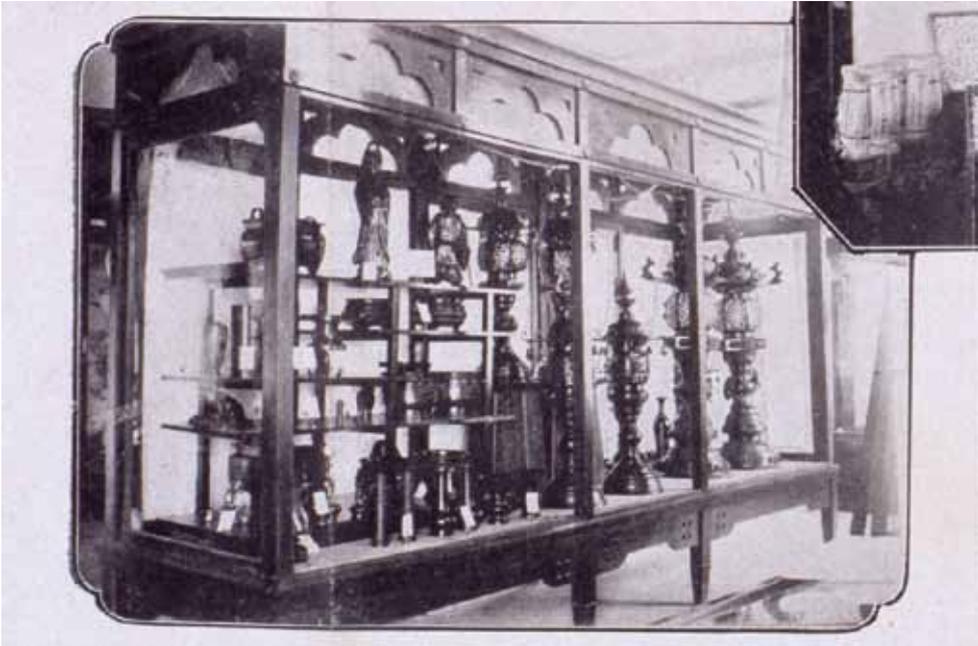
大正4年

備考

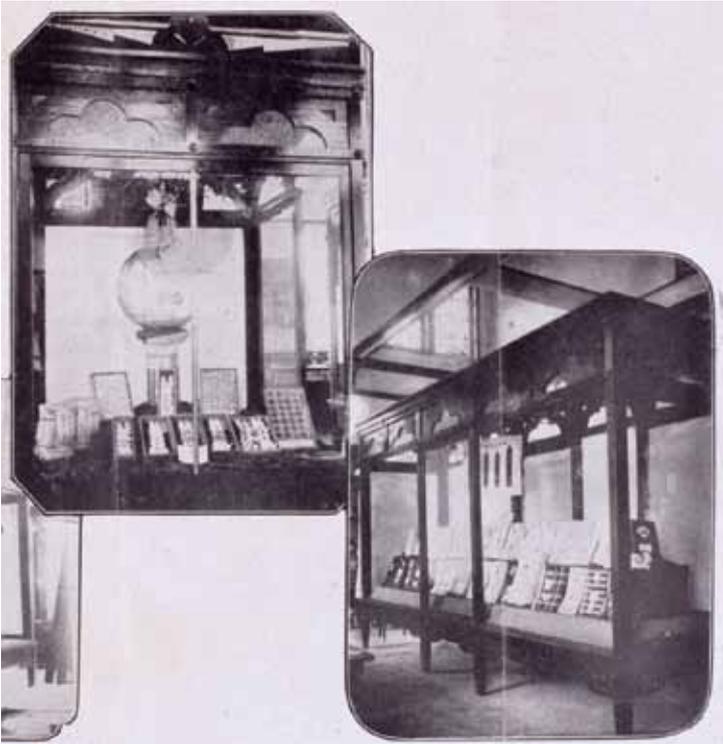


岡崎市立中央図書館所蔵

分類：古写真 出典：番号12 額田郡物産陳列所要覧

資料名 陳列所 内部	年代 大正4年
	備考

分類：古写真 出典：番号12 額田郡物産陳列所要覧

資料名 陳列所 内部	年代 大正4年
	備考

分類：古写真

出典：番号12 額田郡物産陳列所要覧

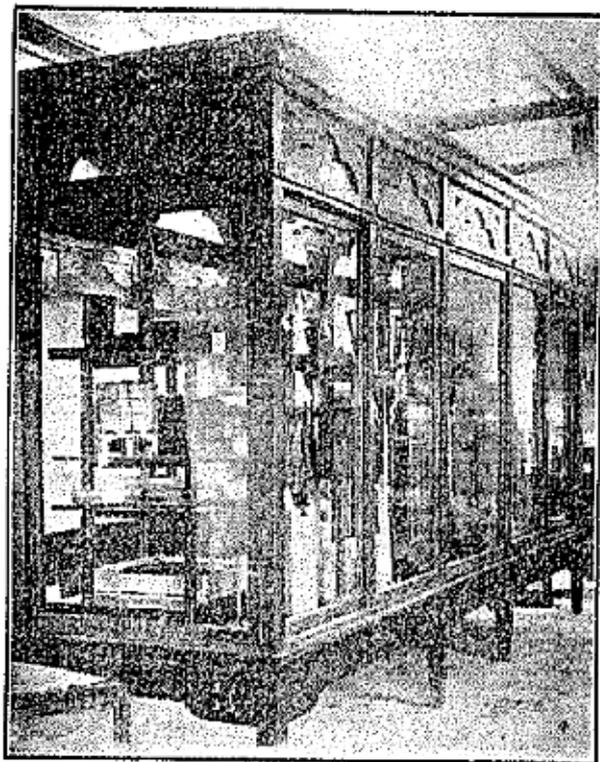
資料名

陳列所 内部

年代

大正4年

備考



分類：古写真

出典：番号8 [額田郡公會堂及物産陳列所]竣工記念

資料名

看守人室 外観

年代

大正2年

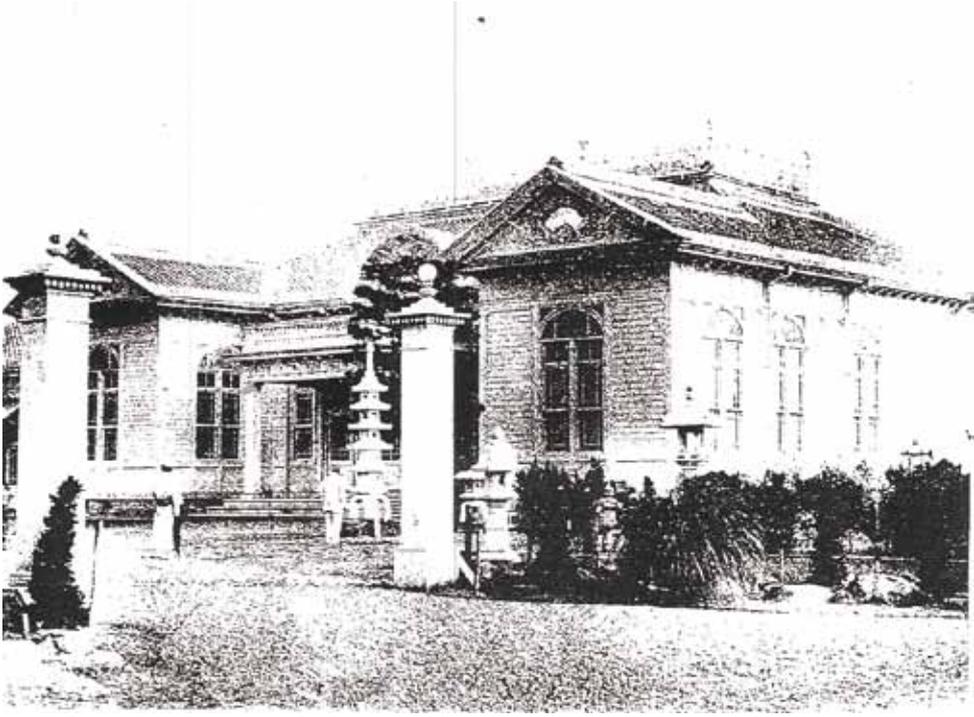
備考

絵はがき



岡崎市立中央図書館所蔵

分類：古写真 出典：番号18 目で見る岡崎・額田の100年

資料名 門柱	年代 年不詳
	備考 原資料の所在不明

分類：古写真 出典：番号7 アルバム

資料名 敷地 全景	年代 昭和30年
	備考 消防大会中進行

岡崎市立中央図書館所蔵

分類： 古写真 出典： 番号7 アルバム

資料名

敷地 全景

年代

昭和30年

備考

消防大会中行進



岡崎市立中央図書館所蔵

分類： 古写真 出典： 番号17 岡崎市消防のあゆみ

資料名

敷地 遠景

年代

昭和30年か

備考

消防大会

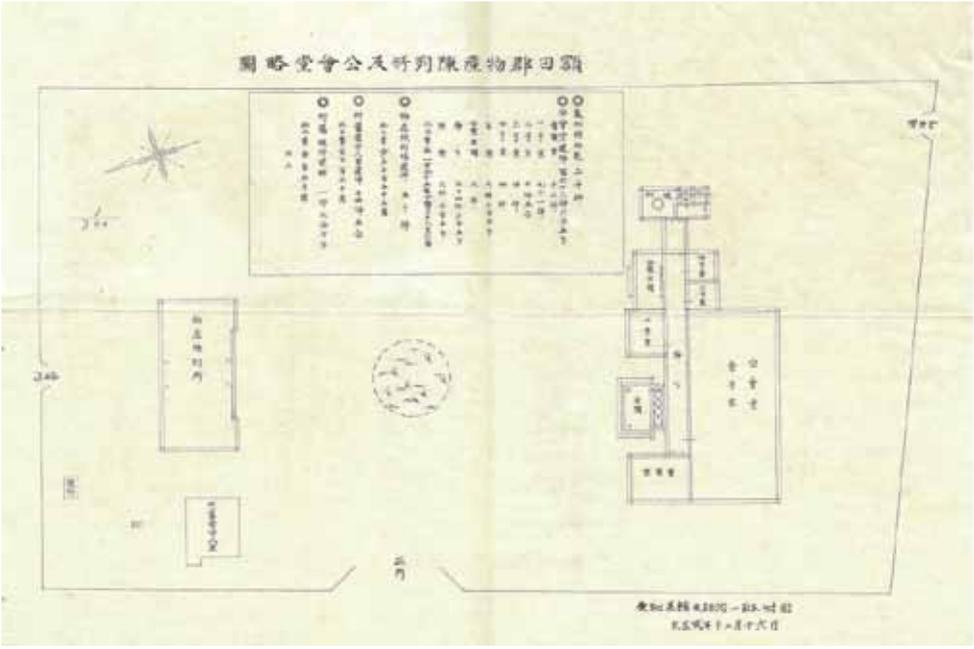


分類： 古写真 出典： 番号7 アルバム

資料名 敷地 遠景	年代 年不詳
	備考

岡崎市立中央図書館所蔵

分類： 図書類 出典： 番号9 愛知県額田郡治一班

資料名 敷地図	年代 大正2年
	備考

岡崎市立中央図書館所蔵

分類： 図面類

出典： 番号12 額田郡物産陳列所要覽

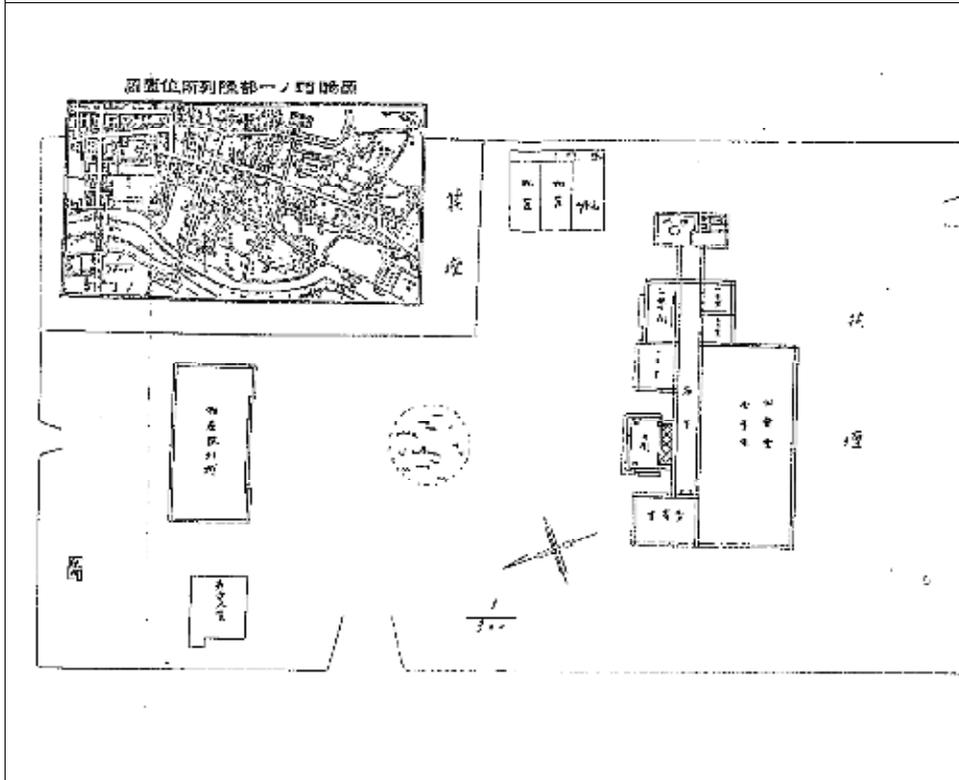
資料名

年代

大正4年

備考

敷地図



分類： 図面類

出典： 番号11 愛知縣額田郡岡崎町勢一覽

資料名

年代

大正2年

備考

市街図



岡崎市立中央図書館所蔵

旧額田郡公会堂及物産陳列所 保存活用計画

平成 30 年(2018) 3 月

編集・発行 岡崎市教育委員会社会教育課
〒444-8601
愛知県岡崎市十王町二丁目 9 番地
電話 (0564) 23-6177

